

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-12-13

吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と 反対運動(下)：戦後後期の国立公園制度の 整備・拡充(9)

MURAKUSHI, Nisaburo / 村串, 仁三郎

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

78

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

41

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

2010-06-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007010>

【研究ノート】

吉野熊野国立公園内の 北山川電源開発計画と反対運動（下） —戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（9）—

村 串 仁三郎

目 次

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（1）（本誌76・1）

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（2）（本誌76・2）

2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動

（1）日本自然保護協会の設立とその活動

（2）戦後後期の国立公園内の産業開発と自然保護運動（本節の各論は、
以後、メインタイトルをサブタイトルとして表示する）

- ① 阿寒国立公園内における雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（3）—（以上本誌76・3）
- ② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（4）—（本誌76・4）
- ③ 日光国立公園内の尾瀬ヶ原の電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（5）—（本誌77・1号）
- ④ 中部山岳国立公園内の上高地電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（6）—（本誌77・2号）
- ⑤ 北海道の国立公園内の電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（7）—（本誌77・3号）
- ⑥ 吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動（上）
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（8）—（本誌77・4号）
- ⑦ 吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動（下）
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（9）—（本誌本号）

吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動

目次

吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動（上）

はしがき

1 戦後前期までの吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画問題と反対運動

（1）戦前の北山川発電源開発計画問題

（2）戦後前期の熊野川水系電源開発計画問題と反対運動

① 戦後前期の熊野川水系電源開発計画

② 初期の熊野川水系電源開発計画への反対運動

2 戦後後期の熊野川開発全体計画分水A・K案の提起と反対運動

（1）1954年の熊野川開発全体計画分水A・K案の提起

（2）1954年分水A・K案への反対運動—1954～57年—

3 1957年北山川電源開発計画本流案と反対運動

（1）北山川電源開発計画本流案の提起と地域開発の問題

（2）北山川2電源開発計画本流案にたいする日本自然保護協会の反対運動

—1957年7月～61年12月—

（3）地元における北山川2電源開発計画案への反対運動

—1958年—61年12月—

① 地元の北山川2電源開発計画案反対運動の概観

② 1958—59年の地元の北山川2電源開発計画反対運動

③ 1960—61年の地元の北山川2電源開発計画反対運動

吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画と反対運動（下）

4 北山川電源開発計画本流案の修正と2ダム建設反対運動（以下本号）

（1）1961年12月自然公園審議会の修正案提起

（2）1961年12月修正案をめぐる地元の反対運動の高揚

—1961年12月～1962年6月—

(3) 1962年7月電源開発調整審議会の計画案承認とその後の反対運動

—1962年7月～1963年4月—

- ① 1962年7月電源開発調整審議会による電源開発計画承認案
- ② 電源開発調整審議会の計画案承認以降の北山川電源開発計画反対運動の高揚—1962年8月—1963年2月—

- ③ 「国立公園を守る会」の設立と2ダム建設計画反対運動の激化

—1963年3月—4月—

(4) 1963年5月の北山川2電源開発計画修正案の提出とそれをめぐる

攻防—1963年5月～8月—

5 北山川2電源開発計画反対運動の妥協と終焉

—1963年9月～1964年5月—

6 小括

4 北山川電源開発計画本流案の修正と2ダム建設反対運動

(1) 1961年12月自然公園審議会の修正案提起

自然公園審議会は、1961年12月14日に「管理部会」を開き、これまで北山川電源開発計画にたいする地元の賛成・促進の意見、反対・計画変更の意見、さらに日本自然保護協会の瀧峡保全要求、そのためのダム開発地点の変更要求を考慮して、1957年本流案を幾分か修正した自然公園審議会「児玉会長の私案」⁽¹⁾ という形のいわゆる「懇談的意見調整案」⁽²⁾ で計画案をおおむね承認した⁽³⁾。

自然公園審議会が承認したこの電源開発会社の北山川電源開発計画修正案は、諸資料を総合すると以下のとおりであった⁽⁴⁾。

第1に、奥瀧ダム計画地点は、表4と図6に示したように、原案の奥瀧ダム計画地点から上流に10キロの北山村小森への移転と修正された。日本自然保護協会の要求する12キロ離れた北山村下小瀬への移転要求は認められなかった⁽⁵⁾。

これは後に詳しく検討するように、1957年の原案にたいする反対運動に配慮した大幅な修正案であった。この修正案によって、奥瀧ダムによって水没するはずの瀧峡の自然と景観地は、10キロにわたって水没からまぬがれ、大幅に保全され、瀧観光の資源として一応保護されるというものだった。

第2の変更点は、ダム規模の縮小であった。変更案は、ダムの高さを33メートルから30メートルにおさえ、ダムの水使用量を原案の毎秒128トンから102トンに縮小し、いわゆる観光放流として観光シーズン（4月29日～11月3日まで）年間4200万トンを放水することであった。このダムの水使用量の制限によって小森ダム下流の水量の激減を幾分かおさえ、流域の自然を保全し、プロペラ船観光、木材の筏運搬を幾分か保護しようとする案であった。

第3の変更点は、それらの結果、発電力を7万KWから4万5千KWに縮小するという修正案であった。

七色ダム計画は、ほぼ原案どおりであった。七色ダムの建設地点は変わらなかった。原案の建設地点より500メートル上流に移転し、「ダムを七色の滝からみえないように」せよ⁽⁶⁾という日本自然保協会の要求は拒否された。

七色ダム計画の変更点は、奥瀧ダム計画の縮小の代わりに、原案の発電力7万KWを8万KWに増やし、七色ダムの規模をやや充実するという修正点だけであった。

なおここで、北山川電源開発計画で問題になる北山川の名勝地の地域名称について確認しておきた。今後色々の名称が飛び交うが、多少あいまい

表4 小森ダム・七色ダムの計画変更指標

小森ダム

1961年12月

	電源開発会社1957年7月本流案	自然公園審議会の1961年12月の修正案
ダムの位置	奥瀧	奥瀧から10キロ上流の小森
ダムの方式	ダム式重力式	水力式アーチ式
ダムの高さ ダムの幅	33メートル	30メートル 165メートル
最大水使用量毎秒	128トン	102トン
発電出力	7万KW	4万5000KW
放水量	原案になし	年間4200万トンの観光放流（4月29日—1月3日）

七色ダム

	電源開発会社1957年7月本流案	自然公園審議会1961年12月の第1次修正案
ダムの位置	七色	原案どおり七滝の上流の七色
ダムの方式	ダム式水路式 地下式	地下式ガンドックレーン 一部半地上式
ダムの高さ ダムの幅	61メートル	？ ？
最大水使用量毎秒	140トン	141トン
発電出力	7万KW	8万KW
放水量	夜間池原ダムへ給水	

注 『紀南新聞』1961年12月16日、などから作成。

な使い方があろうが、一応、以下の名称が通常のものである。

滝峡は、図6に示したように、北山川の峡谷全体をさすといわれている。その内、下滝とは、玉置口村下地ら葛川合流地点までの1.4キロ、有名な滝八丁をふくむ地域をさし、上滝とは、葛川合流地点から、奥滝ダム予定地をふくむ、上流2.4キロの余船という地域をさすようである。

そして奥滝は、その上流の小松峡と七色峡まで28キロの長い地域、ここには、上滝、黒渕、オトリノ、小森ダム予定地、さらに一の滝、七色滝、蜂須峡など、七色峡までの地域をさし、多くの名勝、景観地があり、北山峡とも呼ばれた⁽⁷⁾。

注

- (1) 『紀南新聞』1962年1月14日。
- (2) 『自然保護』第15号、1962年2月、8頁。
- (3) 同上、8頁。
- (4) 『紀南新聞』1961年12月16日、1962年1月28日、3月29日、その他を参照。
- (5) 1961年9月26日の『紀南新聞』によれば、日本自然保護協会は、このころ北山村の下小瀬への移転を要求していたようである。この新聞は、電源開発会社でその案を決定したと報じているが、小森案が採用されたので、その説は誤報である。
- (6) 前掲『電発30年史』、228頁。
- (7) 『吉野熊野国立公園』、国立公園シリーズ10、国立公園協会、1953年、19-20頁。

図6 1961年12月自然公園審議会の修正案の地図名勝、景観地

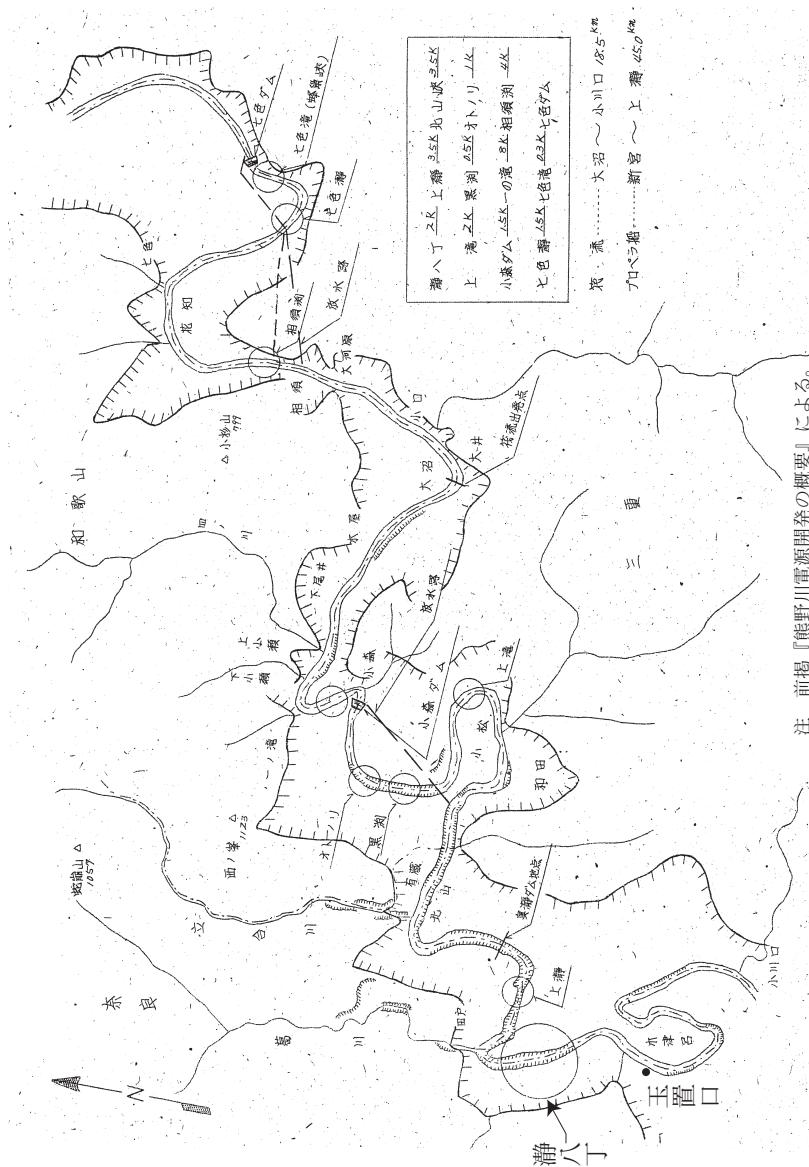


図7 天然記念物 潤八丁の美觀



注 阪本勲『吉野熊野国立公園写真帖』、吉野熊野国立公園協会、1937年より。

(2) 自然公園審議会修正案をめぐる地元の反対運動の高揚

—1961年12月～1962年6月—

田村剛は、1961年12月の自然公園審議会「管理部会」による修正案の提出で「行政的には一応結末を告げた形である。」⁽¹⁾と翌年に指摘した。またこの「懇談的意見調整案」は「来年二月の審議会総会にはかったうえ正式に決定、厚生大臣に意見具申する予定である。」⁽²⁾と指摘されたが、そのようにならなかった。

北山川電源開発計画にたいする地元の反対運動は、通常の運動とは反対に、自然公園審議会「管理部会」によるこの修正案の承認でも終息しなかった。

これから検討するように、地元住民は、この修正案では、まだ十分に自然、景観が保護されないと主張し、また電源開発に伴う被害にたいする電

源開発会社の補償に納得できず、激しい電源開発計画反対運動を展開したからであった。またダム建設地点の変更に伴う利害の変化（とくに固定資産税、水利権使用料など）による地域間で利害対立が生まれ、電源開発計画反対運動が複雑化した。

1961年12月の修正案が提起されるとそれぞれの関係組織が動き出した。ここでは、1962年7月に開かれた電源開発調整審議会で北山川電源開発計画の具体案が承認されるまでおこなわれた活動について検討しておこう。

自然公園審議会「管理部会」のお墨付きをえて計画を実施すべく、電源開発会社は、まず積極的に関係3県に働きかけ、市町村に新計画案を説明してまわった。地元の行政当局、住民は、新計画の説明をうけ、補償問題で電源開発電会社と交渉したが、新計画への不信、不安を消すことができず、会社から新計画の説明を受ければうけるほど、新計画への疑問をふかめ、ついには新計画への反対を強めるのであった。

電源開発電会社は、1962年3月に予定されている電源開発調整審議会で承認をえて、「七色小森両ダムの四月着工」、1964年までの「完成」を目指し、三重、奈良、和歌山の関係3県、さらに関係市町村に新計画案を説明し、了承をえるために活動をおこした。『紀南新聞』1962年2月2日。

電源開発会社は、さっそく1月23日に3県にこの変更案を示して協力をもとめた。関係3県も、新年早々に電源開発会社に「早期開発の申し入れ」をおこなった。『紀南新聞』1962年1月18日、2月2日。

奥滝ダム建設予定地の紀和町当局は、「小森ダムについて旧案以外には同意しないという方針」のもとに、奥滝ダムの小森移転反対の声をあげた。『紀南新聞』1962年1月28日。

奥滝ダム建設地点の一部でもある奈良県十津川村も、2月17日に「原案どおりの計画でやってほしい」と電源開発会社に要求を提出し、計画変更に反対を表明した。『紀南新聞』1962年2月20日。

これらの反対の理由は、要するに「固定資産税と水利権使用料」⁽³⁾が地元に落ちなくなるからであり、開発にたいする補償がなくなるからであっ

た。

これまで奥瀧ダムの移転を要求してきた新宮市では、新たな対応がはじまつた。

新宮市観光協会は、1962年1月11日午後1時から市内丹頂鶴荘で理事会を開き今後の運動方針を練った。宮井会長ほか旅館組合、交通会社、商工會議所、商工連合会選出の各理事ら15人が出席し、宮井会長、山口理事がこれまでの中央情勢や昨年12月の上京陳情の成果など経過を報告した。

理事会は、奥瀧ダムの小森移転案について検討し、要求どおりの小森移転で自然公園「審議会案は電発案より観光放流が七〇%増えている」と新提案を評価しつつも、「それでも十一月四日から翌年四月二十八日までは一滴の水も流れないので、現在の観光に必要な秒間一七トンの放流を常時(昼間)せよ」という見地からこの観光放流にも反対することを決め、常時放流を要求した。

そして新たに「①現在の水量を確保せよ。②設置地点を審議会案の小森部落より三百メートル(小森口より五百メートル)上流に移せ」という新方針を決め、新宮市長、和歌山県知事に陳情することを決めた。『紀南新聞』1962年1月14日。

以上のように新宮市観光協会理事会は、自然公園審議会の修正案の基本的な部分である観光放流案に反対し、従来の水準である常時放流を要求し、小森ダム案からさらに500メートル上流への移転を要求した。

また新宮市観光協会の理事会は、当日さっそく木村新宮市長に会ってこのことを説明、協力を求めたところ、市長は「奥瀧ダムについては責任ある当局から、まだ何も聞いていないので近く電発側の意向を確かめたうえ市の態度を決めたい」と答えた。理事会は市長と電源開発会社側が話し合う場合に傍聴させて欲しいと要請、市長もこれを了承した。『紀南新聞』1962年1月14日。

一方新宮市当局、1962年1月12日に、新宮市議会電源開発対策特別委員会を開催し、計画変更について、新聞では「場合によって条件つき賛成に

ふみ切るもよう。」と報じられたが、今後の市の態度を決めるために、北山川建設所の西沢所長を呼んで説明会をおこなうことを決めた。『紀南新聞』1962年1月12日。

新宮市当局は、1962年1月30日に木村市長、谷助役、市議会電源開発特別委員らが出席して、市内で電源開発会社の西沢北山川建設所長を招いて新計画の説明会をおこなった。会社側から新計画について説明があり（前掲表4を参照）、また新計画は、3月の電源開発調整審議会に諮ったうえ、本年4月から着工し1964年までに完成したいと発言があった。『紀南新聞』1962年2月2日。

しかし新宮市当局は、この説明を聞くだけにとどめ、賛否の意思を示せなかつた。

1962年2月12日には、今度は電源開発会社は、新宮市、熊野川町、北山村の関係市町村にたいして「合同」の説明会を開催した。

ここでは、地元から、新提案による悪影響や被害への不安、心配が多くだされ、会社は「影響は補償で解決」という姿勢で対応し、「活発な質疑応答がたたかわされたが結局、地元に満足な回答が得られないまま散会となり」、各市町村の意思決定は、2月13日予定の和歌山県の審議会に持ち越されることになった。『紀南新聞』1962年2月13日、14日。

1962年2月13日に和歌山県電源開発審議会は、新宮市内で開催され、平岡県会議長、審議会副会長の新宮市長、県議、熊野川、本宮、北山村の町村長らが出席し、電源開発会社の説明をうけ、和歌山県の対策を協議した。その結果、審議会は「新計画は、よほど地元の要求が入れられているが、北山村など一部町村の要請や観光面で無視されている点があるので実施の場合の補償は、あくまで熊野総合開発の線にそって解決するよう電発に要求した。」『紀南新聞』1962年2月15日。

会合の後に審議会副会長は、「問題は補償で原則的には（計画を）認める」方向に決ったと語った。『紀南新聞』1962年2月15日。

これで和歌山県当局は、新計画を承認し、あとは補償で解決するという

方針であったことがわかる。

こうした和歌山県電源開発審議会の意向にそって新宮市当局は、2月14日に「この変更計画を実施に当たっては同市南桧杖の熊野川に洪水および放流調整用の多目的ダム設置と同市大浜から三輪崎に至る海岸道路（延長四キロ）の開設および市内各小中学校へのプール建設など公共補償を県および電発会社に申入れた。」『紀南新聞』1962年2月16日。

2月14日に新宮市「観光協会（宮井弥兵衛会長）でも小森ダムの観光放水は年間四千二百万トンでは瀬戸内海の水位に影響をあたえプロペラ船の運航に支障するので年間六千三百万トンに増やしてほしい。ダムの位置は変更計画の位置（北山村小森口下手）からさらに上手（約二キロ）に変更、割当放水量にその利用量が満たぬ時はその分だけ翌年に繰り越してほしい。現行プロペラ船に支障のないようダム操作をしてほしい。瀬戸内海観光客のためモータープール、観光イカダ、ポートの乗り場など観光施設を新らためて県および電発会社へ要望した。』『紀南新聞』1962年2月16日。

この場合、注目しておくべきは、新宮市観光協会は、市当局が補償だけをおもに要求しているのと違って、あくまで補償に加え、瀬戸内海の保全の施策として、観光放水4200万トン案にたいして6300万トンの増水、さらに小森ダムの建設地点をさらに上流へ2キロメートル移転させることを要求し、瀬戸内海全体の保全を強く主張したことである。

こうして新宮市では、市当局と新宮市観光協会との姿勢に違いが明確になりはじめていた。

他方、これまで沈黙していた三重県熊野市では、電源開発調整審議会が1962年3月20日ごろ開かれるとして、「七色、小森両ダムについて最後の要求陳情のため、坪田市長は、市議会電源開発特別委員一行と六日上京、七日通産省、厚生省、電発、日本自然保護協会などの関係方面にたいし市がこれまで要求してきた工業、飲料水の確保および発電所による税収入、観光資源減損補償について充分な回答を強くもとめることになった。』『紀南新聞』1962年3月6日。

熊野市も、新宮市と同様に、新計画を認めて、あとは補償要求に力を入れるという姿勢に傾いていた。

1962年3月20日の『紀南新聞』は、突如『自然保護』誌の田村論文「北山峡問題の結末」⁽⁴⁾の一部を紹介したが、1961年12月の修正案を認め、ダム建設計画反対の旗を事実上おろしてしまっていた日本自然保護協会や田村剛にたいして、地元はどのような感じを抱いたであろうか。いまはそれを知るよしもない。

1962年に入って、北山川電源開発にともなう被害にたいする個別の個人補償問題が進展していた。

新年早々、電源開発会社は、1月31日に、熊野川漁協と北山川鮎漁の補償交渉をおこなうことを決めた。漁協の補償要求は1億5千円と伝えられている。しかし交渉は容易にすすまなかった。『紀南新聞』1962年1月25日。

北山川周辺から切り出す木材を輸送する筏は、電源開発による水量枯渇で消滅する運命にあるところから、北山村筏組合（組合長田中米造、組合員150名）は、3月18日に電源開発会社と最終交渉をおえ、10年ぶりに、要求額7000万円にたいして3550万円で妥結し、仮調印をすませた。

ちなみに補償額は、1名当たり平均23万6666円である。当時の大卒初任給1万7000円の年収20万4000円（ボーナスを除く）程度であり、極めて少額であった⁽⁵⁾。

また北山村下尾井筏組合（60名）も、1340万円、1名当たり平均22万3333円で妥結した。『紀南新聞』1962年3月21日。

電源開発会社は、1962年3月28日に予定されている電源開発調整審議会前日の27日に、変更案について三重県の熊野市当局に説明会をおこなった。しかし具体的な公共補償問題も提起されず、ただの一方的な説明会に終わり、新しい展開はみられなかった。『紀南新聞』1962年3月30日。

熊野市当局の姿勢も膠着状態ぎみとなった。

紀和町の奥瀧ダム移転反対の陳情をうけて、三重県田中知事は、1962年

3月27日に「県として条件付で変更計画案を認める最終態度を決め二十八日開かれる電源開発（調整一引用者）審議会と経済企画庁にこの旨を申し入れるため同夜上京した。」

田中知事は、紀和町がダム移転に反対しないかわりに提出した条件に配慮して、変更計画案を認める条件として4点をあげた。

- ① 奥瀧発電所の変更（小森）の場合は資材輸送は原則として旧計画を変えない。
- ② 奥瀧発電所の運転開始は河川管理の見地から池原、七色両発電所より運転を遅らせないようにすること。
- ③ 地元の総合計画に協力すること。
- ④ 七色発電所は地元に強い反対があり着工地点の決定は次回審議会まで延長すること。

田中知事は、「以上諸条件を電源開発（調整）審議会や経済企画庁が確認することを条件に奥瀧発電所の小森変更計画案に同意する」と指摘した。『紀南新聞』1962年3月30日。

田中知事は、紀和町が移転に反対していたので、変更計画案を県として承認するために紀和町の意見を大幅に入れてこの4条件を提案したのであった。

しかし熊野市議会は、「着工地点は地元の意向をくんで小森を着工地点、七色を保留するように」県知事に強く要請していたにもかかわらず、3月28日の電源開発調整審議会に三重県田中知事が出席して、小森、七色の両地点を「着工準備地点に決めた」（事実ではないが一引用者）ことに「地元の意向をふみにじったものと強く不満」を抱いた。そして市議会は、3月31日に秘密会議を開き、県当局と国へ抗議することを決め、「全議員が大挙して県と国に反対陳情することを決めた。」『紀南新聞』1962年4月4日。

もっとも『紀南新聞』は、「熊野市としては電発には好意的な態度をもつてのぞみ北山川の開発は電発一辺倒ではなく産業、観光を取り入れた総合開発の面にたっておこなうべきだという主張をつらぬき」、戦術的に「七色

の開発は一応保留の形」にしておこうと考えていたとの推論を報じた。『紀南新聞』1962年4月4日。

4月18日に、熊野市議会議員全員と坪田市長は、三重県知事に会見し、「七色を着工準備地点にすることに同意」した知事に抗議し、今後の市の方針、態度を説明し、知事の協力を求めた。『紀南新聞』1962年4月22日。

これにたいし田中知事は、「地元調整が不完全であったことは遺憾だが今日の情勢上やむを得なかった。しかし問題はこんごにあって地元が腰をすえて対処すべきときだ。県は断じて地元を見捨てるようなことはしない。」と語った。『紀南新聞』1962年4月22日の2面。

坪田市長は、後に「何もダム問題に全面的に反対するものではなく、…国策会社である電発が市の将来の計画を十分に検討もせずに一方的に事を運んだ事について、市として正面切って反対する。」と語った。『紀南新聞』1962年4月22日の2面。

この県とのやり取りで示された熊野市長の姿勢は、電源開発会社と県の独断的やり方への反発と、市内部にダム建設計画反対論をかかえているため反対のポーズを示さざるをえない複雑な事情を表している。さらにいえば、そうした姿勢は、補償交渉を有利にするための戦術という面もふくんでいた。これは基本的に新宮市の場合にもいえることであった。

1962年4月25日の『紀南新聞』は、「北山川電源開発のうち地元の調整がつかないまま着工準備地点となっている七色、小森両ダム計画は、電発会社の手で着々と着工準備が進められている。熊野市神川町には調査所が開設されたし、大泊基地から両ダムへの資材輸送路は入札を終って工事が開設された。」と報じた。

まだ北山川電源開発計画が最終的に、政府レベルでも県と市町村行政レベルで承認されていないにもかかわらず、こうした電源開発会社の強引なやり方にたいし、地元住民だけでなく市町村当局も、強く反発し、一時は計画に同意しかけた新宮市、熊野市の行政当局さえ、2ダム建設計画への反対姿勢を強め、反対運動を展開することになる。

熊野市議会は、4月28日に全員協議会を開催し、「市の総合開発の面からも絶対必要な飲用、工業、農業用水資源として大又川の分水確保、七色ダム地点の五百メートル後方（「上流」の誤記—引用者）への位置変更など四項目をきめ要求貫徹のため県の協力を要請することになり」、坪田市長をはじめ市議会議長らが県庁の知事を訪れ県の協力を要請した。『紀南新聞』1962年5月3日。

この時期には、七色ダム開発地点を500メートル上流に移転させるという要求は、熊野市当局の要求になっていた。

同じ時期に、七色ダム建設予定地にある熊野市神川町の神上、長原、柳谷、花知の地区住民からなる北山川七色ダム対策委員会（委員長岡本喜次郎）は、「〈ダム地点を五百メートル上流に変更〉を強く訴えてきているが、もし電発が地元の要望を要れないかぎり七色ダムに絶対反対の挙に出ることを声明、各方面に観光資源である七色峡の渓谷美保護を訴え、電力独走の暴挙に非を鳴らす声を大きくしている。」『紀南新聞』1962年5月8日。

七色小森両ダムの着工地点を確定する電源開発調整審議会は、3月開催される予定であったが、1962年7月開催に延期されることになった。そこで電源開発会社は、5月24日に「三重県庁で七色、小森ダムと発電所の建設設計画を説明し水利使用許可を申請し」、一挙に計画の実現をはかろうと試みた。『紀南新聞』1962年5月27日。

電源開発会社のこうした動きにたいして計画反対派の住民も、積極的に電源開発調整審議会に向けて動きだした。

新宮市観光協会は、1962年6月12日頃に緊急役員会議を開き、「小森ダムの建設は瀬戸内海探勝プロペラ船の航行に支障が起きるとして反対陳情をおこなうことを決め」、6月14日に上京して通産、厚生、建設各省、自然公園審議会、電源開発会社に陳情書を提出し、計画変更を強く訴えることにした。『紀南新聞』1962年6月13日。

6月15日に上京した代表一行の新宮市観光協会に加え、新宮市の商工会議所、観光旅館組合、交通業者組合などの代表として、宮井観光協会会長

（熊野交通社長），山口観光旅館組合長，南瀬観光常務らは，各機関への陳情書と電源開発会社への要求書を提出した。『紀南新聞』1962年6月16日。

その「陳情」と「要求」の要旨はつぎのとおりである。

小森ダムの設計変更計画を実施されると①流量は最大使用水位と観光放水を合わせ百二十トンとなり瀬戸峡や北山川上流ではプロペラ船航行上の危険水域を突破②毎日のピーク発電で夜十時から翌朝六時までは発電停止による渇水で新宮市のプロペラ船基地から瀬戸峡までの航行は流速と距離の関係で不能となる。このようにプロペラ船の営業を廃止するか基地を瀬戸峡内かその周辺に移転の止むなきに至ることは，われわれにとって看過できない重大事である。市の観光業者が勝浦，湯川など有名温泉地業者と対抗して営業できるのは市が瀬戸峡の観光船「プロペラ船」の基地だからで万一，この基地を失えば市は観光客の単なる通過地点と化し，南紀の観光業界から脱落し業者は事業縮小か廃業を余儀なくされる。またこれによって関係商工業は衰退し従業員の失業もまねく。傘下各事業の被害を未然に防ぎ事業主と勤労者の生活を護る立場から電発会社につぎの七項目を要求する。

電発への要求書の要点

- 一，小森ダムの位置を約二キロ上流の下小瀬付近に変更せられたい。
- 二，ダム下流のダム近くモーターポール，筏下りの基地などの場所を施設せられたい。
- 三，観光放流は筏下りが可能な長さを年間を通じて行いかつ放流のためのゲート操作の係員には新宮市観光協会の職員を採用し，その人件費は電発会社において負担せられたい。
- 四，プロペラ船の構造性能を的確に把握せられプロペラ船が現状通り新宮市を基地とし新宮一瀬戸峡間を航行し得る如くダムの計画設計を変更せられたい。
- 五，池原，七色，小森（下小瀬）各ダムの湛水に当ってはプロペラ船の航

行に支障來たさない周密な計画湛水を実施されたい。

六、工事中及び工事完成後についても北山川の汚濁防止につき永久的な特別措置を講ぜられた。

七、右六項目について現計画設計の変更ができない場合は北山川電源開発計画は廃止せられたい。

新宮市観光協会のこのような陳情と要求は、観光協会が、基本的に北山川電源開発計画に大幅に譲歩し、認めたうえで、第1に、北山川の流水量を確保し、生活の糧をえる観光資源である北山峡の自然、景観の強力な保全を要求している、第2に、開発計画が観光業に与える被害を最小限にするための措置を要求している、第3に、もしそうした要求が入れられなければ、北山川電源開発計画そのものの廃止を要求している、ということを確認しておきたい。

新宮市観光協会は、これまで一貫してこうした立場で、戦ってきたということである。こうした姿勢は、行政当局とはかなり違ったスタンスであることは明らかであった。

他方、地元では補償交渉がすすめられていた。

熊野市内の業界団体は、6月12日に坪田市長を訪れ、市長の協力を要請した。

坪田市長は、電源開発会社に「七色ダムの位置変更、総合開発の関連において事業をすすめるよう」要求し、「それに伴う公共補償三十数億円を県知事にも斡旋依頼している」ことを明らかにし、「地元個々の補償については市は何ら関知していない」と語った。『紀南新聞』1962年6月16日。

その後、業界団体の神川筏組合（辻本国義組合長）、育生山林労働組合（松原薰組合長）、神川町石工組合（下西幸一組合長）、奥瀬建設組合（倉前岩松組合長）、神川漁協組合（竹本菊五郎組合長）らは、電源開発会社と補償をめぐって交渉をおこなった。

神川漁協組合（組合員250名）は、「過去五ヵ年間の実績を基本として三

億五千万円の補償を突きつけている」。ちなみに1名当たり140万円である。その他の団体も7月中の「円満解決」を目指して交渉をおこなった。『紀南新聞』1962年6月16日。

石工や建設の団体の補償要求は一見、不可解であるが、電源開発工事がはじまり、資材や要員を奪われ大きな被害が生まれていたからである。

以上のように、地元の自治体と住民は、1962年7月27日に開催される電源開発調整審議会にむけて、自らの要求を掲げて運動してきた。1962年7月27日についに開催された電源開発調整審議会は、電源開発会社の北山川電源開発計画案を審議し承認した。この点については、次項で詳しく検討することにしよう。

注

- (1) 田村剛「北山川問題の結末」、『自然保護』10号、1962年2月、8頁。
- (2) 同上、8頁。
- (3) 『紀南新聞』1962年3月14日。
- (4) 前掲「北山川問題の結末」、『自然保護』10号。
- (5) 岩崎爾郎『物価の世相100年』、読売新聞社、1982年、289頁。

(3) 1962年7月電源開発調整審議会の計画案承認とその後の反対運動 —1962年7月～1963年4月—

① 1962年7月電源開発調整審議会による電源開発計画承認案

1962年7月27日に開催され電源開発調整審議会は、電源開発会社の北山川電源開発計画案を審議し承認した。

こまかなる内容についてはわからないが、はっきり決定された事項は、表7、図7に示したとおりである。基本的には自然公園審議会承認の1961年12月の修正案と変わらないが、その修正案より具体化された計画が示され、幾分の変化もみられた。

小森ダムの位置については何も変更されなかった。1961年12月の小森ダム開発地点案より500メートル上流に移転せよという地元住民の要求（『南

記新聞』62年1月11日), さらに2月14日, 6月15日の陳情要求での2キロ上流移転への要求は, 拒否されてしまった。『紀南新聞』62年6月13日。

現行の地図でみるかぎり, 1960年の『熊野川電源開発の概要』に掲載されている地図(図6参照)と同じ位置にあり, 下小瀬, 上小瀬に変更されていない。

ところが, 1962年7月28日の『紀南新聞』の記事では, 電源開発調整審議会で「小森ダム=位置は二キロ上流に移し」たと報じられている。

それに先立ち7月27日の『紀南新聞』の記事でも,「小森ダムを約十キロ上流(上小瀬)に移し, 厚生省側との了解を得た」と報じられているが, 上小瀬は, 奥瀬の旧案から10キロではなく, 12キロ上流であり, 記事は不正確である。小森ダム地点が, 事実としては, 旧案の小森から2キロ上流の上小瀬に決った形跡はない。『紀南新聞』の記事が不正確であったと指摘しておく必要がある。

いずれにしろ, 1962年7月の電源開発調整審議会案は, 奥瀬ダムをそれから上流10キロの小森地点に移して, その間の自然, 有名な名勝, 景観地を保護しようとしたことは事実である。

他の小森ダムの放流水量問題では, 1962年1月に新宮市観光協会が観光放流に反対し, 常時放流を要求していたが, 要求は無視された。また, 1962年2月14日に新宮市観光協会が年間放流量4200万トンに反対し, 6300万トンの放流を要求したが, これも無視されていた。

ただしこれまで未確定であったダムと発電所の位置を具体的に確定し, またダムの取水口や放水口などの位置を提示し, それぞれ行政地域に片寄りのないように配分されていた。水の使用量などは変更がなかった。

発電力でも変更がなく, わずかダムの高さで33メートルから30メートルへの若干の縮小がなされた。

七色ダムについても基本的な変更はなかった。したがって, 熊野市の主要な要求である七色ダムの開発地点をさらに500メートル上流に移転せよとの要求は, 拒否されたことになる。

以上のように、1962年7月の電源開発調整審議会の承認案は、これまでの反対運動が要求していた北山川の自然、景観を保全するという運動を納得させることはできなかった。

表5 小森ダム・七色ダムの電源開発調整審議会の承認案

1962年7月27日

小森ダム

	自然公園審議会1961年12月の修正案	電源開発調整審議会1962年7月の修正・承認案
ダムの位置	奥瀧の10キロ上流の小森	小森の右岸=北山村 同 左岸=紀和町
取水口		紀和町
放水口		北山村
発電所の位置		小森（紀和町小森地区内）
ダムの方式	水力式アーチ式	アーチ式
ダムの高さ ダムの幅	33メートル 165メートル	30メートル 165メートル
最大水使用量毎秒	102トン	102トン
発電出力	4万5000KW	4万5000KW
観光放流量	年間4200万トン（4月29日—1月3日）	年間4200万トン（4月29日—1月3日）

七色ダム

	自然公園審議会1961年12月の修正案	電源開発調整審議会1962年7月の修正・承認案
ダムの位置	原案の七色	小森の右岸=北山村 同 左岸=神川町神上
取水口		北山村
放水口		神川町
発電所の位置		北山村
ダムの方式	地下式ガンドックレーン、一部半地上式	半地下式発電
ダムの高さ ダムの幅	？ ？	61メートル 200メートル
最大水使用量毎秒	141トン	140トン
発電出力	8万KW	8万KW
放水量		

注 『紀南新聞』1962年7月28日を中心に1962年3月29日、1962年6月16日より作成。なおそれぞれ若干の数字の違いがみられる。

② 電発開発調整審議会の計画案承認以降の北山川電源開発計画反対運動の高揚—1962年8月—1963年2月—

電源開発調整審議会は、1962年7月に電源開発会社の北山川電源開発計画案を承認した。電源開発会社は、承認された計画案を実行に移すための最後の課題であった、自治体と地域住民から北山川の水利権獲得の活動を積極的に開始した。

しかし北山川周辺の地元住民は、1962年7月の電源開発調整審議会にむけて提起した北山川電源開発計画変更要求や補償要求でも無視されたため、なお環境破壊が解消されず、自然保護運動を継続する必要を感じて、水利権をたてに北山川電源開発計画反対運動をやめなかつた。

ここでは、電源開発調整審議会が承認を与えた1962年7月から電源開発会社が1963年4月に提示する修正案までの、地域住民の北山川電源開発計画反対運動を検討しておきたい。

1962年7月電源開発調整審議会の計画案承認を与えた直後に、田村剛が書いたと思われる無署名の「北山峡その後の問題」という一文（『自然保護』11月号）は、「電力界の大御所あたりでも、昨今水力電気でもあるまい。わずか三万キロばかりの電力のために、天下の絶勝を破壊するのは国策としても賛成し難いと、内輪からの痛い批判の声もあがっている。」と指摘し、電気業界にも、北山峡計画への不信があることを示唆した⁽¹⁾。しかし、日本自然保護協会は、いまや何もすることができなかつた。

1962年8月5日の『紀南新聞』は、「北山川水系の七色、小森両ダムの開発が正式にきまり、着工をひかえて残るは地元補償の問題」であると指摘した。しかし新聞は、補償問題で電源開発会社「の誠意いかんではトコトンまで反対もやむを得んという地元情勢が潜在こんごに大きく問題がのこされている。」とも評した。

地元新聞の批評するように、確かに一方では地元では、1962年7月の電源開発調整審議会の承認により、北山川2電源開発計画着工が決ったということで、8月以降、補償問題がクローズアップされてきた。しかし他方

では、電源開発会社は、容易に住民の補償要求に妥協しようとせず、住民の補償要求を高まらせながら、北山川2電源開発計画反対運動は、なお強力に続けられることになった。

1962年8月に入って熊野市の大又川飛鳥、五郷漁業組合は、「七色ダムができることによって北山川との合流点の出合から五郷町桃崎の藤後地内までの約八.五キロの大又川が水没、これによる補償八千五百五十五万二千五百円を市を通じて電発に要求した。」

この補償額は、過去10年間の総収漁獲高1億685万円の65%，8555万2500円で、過去4年間の平均漁獲高を加味し、10年間分の「永久補償」額としたものであった。『紀南新聞』1962年8月5日。しかし補償交渉は、電源開発会社の頑なな姿勢で、容易に妥結しなかった。

一方、補償問題が未解決な中で、電源開発会社は、工事の強行姿勢を強め、一部工事を開始はじめた。例えば、電源開発会社は、北山川下流調査所を正式に七色小森建設所に昇格し、ピーク時には職員300人、労務者2000人を集め、1962年9月から工事着工開始の準備をすすめていた。こうした電源開発会社のやり方にたいし地元住民は、激しく反発した。『紀南新聞』1962年8月17日。

新宮市の民間団体である新宮市商工会議所は、電源開発会社の動きに反発して、1962年8月21日に観光第一部会（部会長山口清一）を開き、小森ダム問題にたいする対策を協議し、にえきらない新宮「市や県は、いったい小森（奥瀬）ダムに、どんな考えをもっているのか」と、市当局や地元県議を呼んで、経過と説明をもとめ、今後の方針を聞くことを決めた。『紀南新聞』1962年8月24日。

そして8月25日にそのための説明会が午後7時から開かれた。会議には主催した新宮市観光協会の役員らに加え、新宮市当局から木村新宮市長、堀市議会議長、市議会電源開発対策特別委員会正副委員長、山本、新川の両県議と、商工会議所側から、関、瀬古の正副頭取、その他の役員、合わせて40名近くが出席した。『紀南新聞』1962年8月28日。

説明会では、新宮市の2ダム建設計画にたいする方針と新宮市の公共補償要求について議論された。

この説明会では、地元紙によれば、つぎのような報告がおこなわれた。

1 「市公共補償の経過について」。

堀市議会議長は、「市はいま北山川、十津川公共補償の全体について、つぎの七つを要求項目として県にも依頼し電発本社と交渉をつづけている」と報告した。その7項目はつぎのようなものであった。

①下北山から宮井に通じる右岸道路、②新宮川口から三輪崎への海岸道路の新設、③南絵丈に防災を兼ねた多目的ダムの設置、④防災設備の完備、⑤プールの設置、⑥上水道下水処理、⑦水道取水口改善。

2 「小森、七色ダムの輪郭と現在までの経過」について。

新宮市電源開発対策特別委員会の脇川委員長は、「七色、小森ダムについては厚生省国立公園課や地元の市観光協会が反対のため電発と真剣に交渉したことがない。さきに観光協会から議会への陳情によって奥瀧保存の調査研究のためさる七月十二日上京、電発本社で、濁度などを聞いたが発電の答えは非常に冷淡だった。」

「電発専門委員会でも検討論議の結果、市当局とも意見が一致、奥瀧の保存、飲料水、工業用水あらゆる面からみて小森ダムには市単独でも絶対反対をするという意見に決った」と報告した。

3 「観光施設とダム全般について」。

木村市長は、「北山川の電開は全部撤回してもらうのが理想だが、それは出来ない。」と述べ、それでも「商工会議所、観光協会をはじめ皆さんが反対なら私どももキ尾に附して一生懸命反対するにやぶさかではない。大いにやりましょう。しかし絶対反対をするからには途中で挫折しないよう、補償金をよけいもらったからと、くじけるようではわれわれも困る」と発言した。

4 「当局の意向および県電発審議会の経過について」。

山本県議は、「知事がダムの水利権を許可する場合は審議会へ諮問しその

回答あって態度を決める。その場合、知事は審議会の決定に従わなくともよく許可権は知事が持っているが政治という面から考えると知事も地元民の意向を無視するわけにいかない」と述べた。

この会議の内容と結果は極めて興味深い。明らかに市当局、市長としては、一方では、建前上、民意をうけて、反対を標榜し、他方では、一連の補償条件をかけて県、電発と交渉をかさねており、本音では条件付承認という考え方であることがわかる。

こうした市の二面的対応は、いかにも矛盾しているが、実は2ダム建設計画反対運動がもっていた矛盾した実態の反映にほかならなかった。

市当局とは違って、地元住民の2ダム建設反対論は、はじめからダムは絶対反対だという意見、現実に生れている被害への補償の要求が入れられなければ断乎絶対反対という意見、条件が充たされればダム建設に賛成するという3つの意見をふくんでいた。ただ2ダム建設反対という意見が、後にみるように、次第に強まってきていたのである。

さきの説明会の後に、「七色、小森ダムに全面的に反対のハラを決めた新宮市は」、1962年8月29日に市長を、和歌山「県当局にこの旨を伝え知事の意向を打診するため」県庁に派遣し、知事と話し合いをおこなった。『紀南新聞』1962年8月30日。

その結果、小野県知事は、「静の水が濁ったりプロペラ船が航行できなくなっては大変だ。」それは「新宮だけの問題ではなく観光立県の本県としても看過できない」とし、新宮市の反対に理解を示し、「もし観光に支障を来たすようなら、もちろん県としても許可を与えられない。…新宮市も大いにやってくれ」と語った。『紀南新聞』1962年9月1日。

小野県知事の答弁は、反対派にたいして迎合する多分に調子のいいマヌーバー的言辞であり、本心では開発に賛成であるが、地域の代表者として、地元の圧力に同調せざるをえなかった心情をも示していた。

すでに上流のダム建設工事により河川の汚濁問題が生じていたため、行政当局は、河川の汚濁調査をおこなわざるをえなかった。

和歌山県は、北山川の汚濁調査をおこない、汚濁がなければ、水利権を与える、2ダム建設計画に認可を与える機会をうかがっていた。

新宮市の電源開発対策特別委員会は、1962年8月30日に委員会を開き、さきに電源開発会社に回答を求めていた「北山川の汚濁度と土質調査のデータ」を再検討し、北山川の汚濁に疑いがあるとして、独自に現地調査をおこなっていた。『紀南新聞』1962年9月1日。

三重県の紀宝町当局でも、9月1日に京都大学白浜臨海研究所の専門家らに同町一帯の「北山川水系の電源開発による水質、流量、水温、濁度」について「科学的調査」を依頼していた。『紀南新聞』1962年9月5日。

これまで開発に賛成してきた紀宝町が汚濁度調査をおこなうことは、計画承認の口実つくりの観があった。

1962年9月13日の『紀南新聞』は、「緊急臨時市議会を開いて正式に反対の態度を決めようとする新宮市などの動きをよそに、北山川水系七色、小森両地点の電源開発は、上流の池原ダムとの関連から今秋中に本格着工をめざして基地の建設が、どんどん進められている。」と指摘し、基地建設の状況を報じた。さらに1962年9月15日の『紀南新聞』は、「電発補償の産業道路」（新宮市橋本仙龍橋一大浜間）の入札事情を報じた。

新宮市議会は、1962年9月14日に、緊急臨時市議会を開き、さきに開催された市議会電源開発対策特別委員会の北山川電源開発計画案「絶対反対」の決定を審議し、「濁水によって瀬戸の景勝を阻害されることは本市の観光行政に一大支障を来たし十二万キロW程度の電力にはかえられない重大問題であるので七色、小森建設に絶対反対すべきとの結論に達した。」と結論づけた。

市議会はその結論を満場一致で可決し、正式に「瀬戸の景勝を阻害する北山川水系七色及び小森の電源開発に対し当市議会は絶対反対するものである。右決議する。」との「決議」を可決した。『紀南新聞』1962年9月16日。

こうして新宮市議会は、9月17日に絶対反対の旗を掲げて、大挙して陳

情団を上京させ、電源開発本社をはじめ関係官庁、関係団体を訪問し、また和歌山県庁に陳情した。『紀南新聞』1962年9月18日。

新宮市議会の反対陳情活動につづいて新宮市商工会議所の関会頭、古瀬副会頭、他の役員4名は、小野和歌山県知事を訪れ、市議会と同様「北山川ダムの設置はマイナス面が多いので反対する」旨を伝えた。小野知事は「新宮市から瀧観光を抹殺するなどということは由々しきことなので善処する」と対応した。『紀南新聞』1962年9月22日。

新宮市につづいて今度は三重県熊野市でも反対運動が表面化し激化した。

まず熊野市観光協会は、1962年9月26日に役員会を開き、新宮市に呼応して「瀧観光保存のため小森ダム建設に反対をきめ近く総会をひらくことをきめた。』『紀南新聞』1962年9月29日。

新宮市観光協会は、9月27日に理事会を開き、周辺地域4観光協会の「連絡協議会」を開催して、「一丸となっての奥瀧、瀧、北山峡の保全のためダム反対と、運動方針や方法を決定すること」にした。『紀南新聞』1962年9月29日。

こうして、新宮市観光協会を中心に、熊野市、那智勝浦町、串本町の2市2町の民間団体である観光協会は、行政当局と地元自治体がやや建前的にダム建設に反対するのと違って、10月1日に「連絡協議会」を組織し、北山峡の保全のためダム建設反対を正面にかかげ、新しく広域的に展開する運動を提起することになった。『紀南新聞』1962年9月29日。

新宮市観光協会の呼びかけに応じて、熊野市観光協会も、10月に入って「吉野熊野国立公園の中核である瀧観光の保全について三重県観光協会にも呼びかけることにし」、三重県田中知事に、瀧観光保全を訴え、ダム建設を「県の力で阻止してほしい」との陳情書を提出した。『紀南新聞』1962年10月13日。

片や、電源開発賛成派の熊野市五郷桃崎地区の住民代表は、陰地熊野市議とともに、三重県田中知事を訪問し、「水没地域がはっきりしないので県の責任で測量を早くしてほしい。水没にともなう地元への補償として病院

の建設、基地移転、橋りょう改修、国道の拡幅など全部で七項目」の「要望」を伝え、知事に協力をもとめた。『紀南新聞』1962年10月7日。

県下住民の陳情をうけたのち10月12日に開かれた和歌山県議会で、小野県知事は、県議の質問にこたえ「発電と天下の景勝を引換えにする積りはない、資源保護のため最後まで守り通したい」、「瀬戸内のように学術的にも世界に例のない名所をまもるため一流の技術者、権威者に調査を依頼」すると言明し、瀬戸内保全の意思と瀬戸内調査の実施を宣言した。『紀南新聞』1962年10月14日。

なお10月12日に開かれた下流地域の和歌山県串本町議会でも、かつて開発の促進陳情書に署名したのであったが、「北山川水系の七色、小森ダム計画に対し瀬戸内の観光価値をそこなうとの理由から絶対反対の決議を可決した。」『紀南新聞』1962年10月14日。

さらに北山川水系2ダム建設計画反対の運動は、各地に広がっていった。

1962年10月17日に開かれた和歌山県東牟婁郡町村議長会は、新宮市、熊野市、串本町の観光協会連合（さきの記事では連絡）協議会から陳情のあった北山川水系2ダム建設について協議し、「地元の観光を台なしにする」として2ダム建設「絶対反対を決議した。」そして「関係町村議会でも同様決議する」こと、10月19日の東牟婁「郡町村長会もこれに同調、反対運動にたちあがる」ことを申し合わせた。『紀南新聞』1962年10月20日。

前年までは、熊野市、新宮市の行政当局は、ともにどちらかといえば、2ダムの建設計画を承認する方向を傾いていたのだが、1962年7月に電源開発調整審議会で2ダムの開発計画がむしろ承認されてから、おもに両市の観光業界は、率先して瀬戸内全体の保全を強く主張するようになり、補償交渉が進展しないのにもかかわらず、計画の実行を強行しようとする電源開発会社に反発を強め、市当局を巻き込んで、さらに三重、和歌山の両県にも圧力を強めて反対運動を高揚させてきた。

しかも反対運動は、これまで2市がばらばらに独自に闘ってきたのであるが、1962年10月に入って、2市だけでなく周辺町村と共同し統一して闘

うようになってきた。

2 ダム建設計画反対にもっとも熱心だった新宮市観光協会は、1962年10月27日に臨時総会を開き、「小森ダム計画から瀧の保全運動に就いて協議」し、熊野市をふくめ「周辺の観光協会が歩調を合わせて」、今後も運動することを確認し、11月「中旬大挙して上京しハチ巻きタスキがけで、銀座、八重洲口、電発本社前などで“瀧峡を、電源開発から守ろう”と瀧のカラーパンフレット十万枚をくばる反対運動」の実施を決めた。『紀南新聞』1962年10月27日。

このビラは、「吉野熊野国立公園 瀧峡・奥瀧峡保全を訴える!!」と題され、新宮、熊野の2市に加え、那智勝浦町、串本町、北山村、上記地域の観光協会の連名で作成されたものであった。

そのビラは以下のとおりである⁽²⁾。

私達は訴える

観光日本の国立公園中でも、急湍と深淵の景勝としては唯一最大の瀧峡を訪う者は年々に増加し、その数は五十万に達し学術上貴重な地形地質と川下りによる豪快無比な景勝は、未開発の儘にその上流に秘められている奥瀧峡のすばらしい大自然景観と共に今まさに熊野川電源開発工事によって永遠にその姿を地上から消そうとしているのです。

僅か四万五千キロワットの電力を得るためにこの世界的美観を失うことは私達にとってはとうてい堪えがたいことであります。

もしこの工事が実施されたならば、透明度を誇る清涼も、水力発電の特徴であるピーク発電のさいは全流路は毎日濁水の洪水に見舞われまた放水停止のさいは瀧八丁は濁水の渦化し急流は忽ち枯渇し、名物プロペラ船もその運航を全く不可能とするでしょう。

急速に科学の進歩する今日において水力発電のコスト高から火力発電に切りかえられているのが常識であり、さらに原子力発電の開発にまで進展しようという現在においてこのような計画はまったくの時代錯誤で数年をま

図7 10万枚もまかれたビラの写真

注 このビラは『田村剛文庫』所蔵。

たないうちに国民の痛恨を買うに至ることは必至であります。

観光資源を唯一のたのみとする地元紀南地方の打撃はいうまでもなく、観光国日本にとっても国家的な重大損失であります。

どうか皆さん われわれの運動の趣旨を御理解して下さって、瀬戸内並に奥瀬戸内保全のために御協力いただきますよう切望いたします。

新宮市 熊野市 那智勝浦町 串本町 北山村

新宮市観光協会 熊野市観光協会 那智勝浦町観光協会 串本町観光協会

なおこのビルの裏には、「瀬戸・奥瀬戸保全運動に寄せて」と題して、中央の著名人5名、新宮市出身の詩人佐藤春夫「瀬戸八丁の失われるを惜しみて」、『朝日新聞』論説委員の新垣秀雄「北山川の筏下り」、日本自然保護協

会理事長の田村剛「偉大な北山峡の観光資源」、新宮市出身の東大教授（天文学）畠中武夫「国家百年の立場で」、同じく東大教授（地質学）津屋弘達「北山峡谷の地形と地質」の小文が掲載されていた。

ここでの各人の主張の論点は、日本一の峡谷景観地、「瀧峡・奥瀧峡」の観光的な高い価値を認め、これを保全せよということであった。

それぞれ一般に知られていない資料的な価値が高い貴重な発言であるが、紙幅の都合で引用を割愛した。

以上のように、北山川周辺、熊野川流域、さらにはそれらの流域からやや遠隔の住民は、北山川電源開発計画工事によって景観が破壊され消失するため、北山川の「急湍と深淵の景勝としては唯一最大の瀧峡」への観光業を危殆に陥れられることに反対し、この地域の自然保全を要求しているのである。

ここで要求は、確かに「瀧峡・奥瀧峡」の「保全」であるが、この保全には、さまざま思い、すなわち、根底には、瀧峡・奥瀧峡を守るために北山川2電源開発工事に絶対反対するという気持ちと、瀧峡・奥瀧峡が水没せず、ある程度の水流を確保し、熊野川下流・北山川のプロペラ観光船の航行を保障するのであれば、あえて2電源開発工事に反対はしないという妥協的な気持ちを秘めていたのも事実である。

和歌山県議の山本増男は、『紀南新聞』1962年10月27日のコラムでこの時の反対運動を特徴づけて、つぎのように述べている。

新宮市はじめ各町村の公共補償についての「一致した意見」である小森ダムの「右岸道路」の建設要求にたいして電源開発会社は、「とうてい相談にのれない」と「反対」の態度であると指摘し、これまで公共的補償要求を拒否するからダム計画に反対だと「条件闘争的な匂いの中での反対」であったが、こうした「反対でなしに今日の反対は、瀧の景勝が台なしになってしまう」と反対している。かつて県の「電発審議会で取り組んだときはそういう心配ないものとして相談してきた」が、現に工事によって瀧が「泥水」になっているので、ダム建設に反対するようになっている、と。

山本の指摘は、この時期の2ダム建設反対運動の特徴をよく言い当てている。

さらに山本県議は、『紀南新聞』1962年10月28日のコラムで、つぎのように指摘した。

現下の小森ダムの計画案では、新宮市の瀬戸観光が崩壊してしまう。すなわち第1に、熊野市では阿和田から瀬戸への道、熊野市から五郷を通じ道、神志山林道から瀬戸へ通じる観光道路ができているが、新宮市は、瀬戸への道路が不十分で不利である、したがって、新宮市の瀬戸観光が衰退する。第2に、現下の小森「発電方式」と発電「計画」では、流水が減水して新宮市からの観光船が不可能になり、新宮市から瀬戸まで道路がなくては、新宮市観光は「崩壊」してしまう。

この山本県議の指摘は、新宮市がとくに2ダム建設反対運動に熱心な背景、すなわち電源開発会社の計画案では、新宮市の観光がとりわけ危機におちいり、それを救済する手当がなされていない、という特殊事情をよく示している。

この時期には北山川の河川調査が焦点になった。つまり、行政としては、工事で長期的に汚濁がひどくなればダム建設に反対するが、一時的なものなら汚濁は回復するのでダム建設に反対できない、その後は補償を要求していくという意図があったからである。調査がどう判断するかが問題となってきた。

新宮市観光協会は、1962年10月27日臨時総会を開き、11月に上京して反対運動を展開する方針を確認し、奈良県側にもこの反対運動への参加を呼びかけることにした。

なおこの総会で観光協会役員の久保嘉弘は、田村剛からもらった以下のような私信を紹介した。『紀南新聞』1962年10月30日。

書面拝見、奥瀬の件は、すこぶる有利に展開している。少くも小森ダムに関しては関係知事が水利権をもっているので中央で着工を認可した時に

も条件がついて「地元で賛成がない以上認可はされない」ということになっている。

地元が強く反対し知事が許可を与えない以上、着工はできることになっており、県側も今日では不許可の方針に傾いており厚生省でもこれに同調したいもよう。したがってこのさい関係地元の反対の盛りあがることがなにより。そのうち小生も現地に出かけ断じて小森をやらせるべきでないということを広く知ってもらい県へも話し合いのため出かけるつもり。右の次第なので地元では、どこまでも反対に終始されるよう切望する。これは成功すること疑いありません。ご奮闘を願います。

田村剛の私信は、私信とはいえ大きな問題である。日本自然保護協会や自然公園審議会は、すでに基本的に2ダム建設計画に同意してきたのに、この私信は、厚生省が不許可に動くかのような誤解を与えかねないものであり、事態についてかなり楽観的であり、なお地元の2ダム建設計画反対運動に期待をかけるといった矛盾した手紙であった。

この私信で地元住民は、大いに2ダム建設計画反対意識を強めたことに疑いはない。しかし事態は地元住民にそんなに有利に進展していたわけではなかった。

新宮市商工会議所は、1962年11月13日に総会を開催し、来年度の方針を検討し、「奥瀬峡の保全運動」については今後も継続して、さらに近々上京してビラ撒きをおこない、「もっとPRをして絶対に瀬をまもらなければならない」旨を決定した。『紀南新聞』1962年11月15日。

地元紙によれば、12月16日から和歌山県が京都大学工学部土木工学科に依頼にした濁度調査がはじまり、「今度の調査によって電発会社が県に申請している北山川の水利権使用を県が認めるかどうかが決るだけに、七色、小森ダムに反対している新宮市はじめ地元町村はもとより各方面から調査結果が注目されている。」「なお県は同調査で電源ダムが瀬峡保全に悪い影響があるとわかれれば着工許可を与えない方針」を取っていた。『紀南新聞』

1962年12月18日。

こうして2ダム建設計画反対を中心とする瀬戸保全運動が盛りあがってきた1962年も終わり、新たに1963年がはじまった。

1963年1月31日に、新年早々の熊野市議会終了後に開かれた市議の全員協議会は、電源開発会社の「七色ダム建設について誠意がみられないとして絶対反対の決議をおこなった。」

この反対決議は、直接的には、前年1962年5月に要求した「総額五十五億余円の公共補償」の要求にたいし、熊野市議会が1962年12月20日までに「満足のいく回答がないかぎり、私有地の使用制限を加える」と申合せ、補償交渉がすすまなかったことから「遂に七色、小森ダム建設反対に踏みきった」ということであった。『紀南新聞』1963年2月2日。

熊野市当局も新宮市当局と同様に、一方で工事の容認を前提にし補償交渉をおこないつつ、しかも実際に工事は徐々に進展していく中で、交渉が不調になって問題を振り出しにもどし、2ダムの建設に反対するという矛盾した状況に追い込まれていった。

注

- (1) 「北山峡その後の問題」、『自然保護』第19号、1962年11月、8頁。
- (2) このビラには、年月が記入されていないが、佐藤春夫の文章に、「昭和三十七年十一月二十五日」の記述があり、状況的にみて、1962年11月頃ものと特定できる。『田村剛文庫』に所蔵。

③ 「国立公園を守る会」の設立と2ダム建設計画反対運動の激化

—1963年3月—4月—

1963年に入って、新宮市商工会議所観光部会は、2月7日に役員会を開き、新しい運動を展開する方針を打ち出した。観光部会は、仮称「瀬戸保全協議会」とし、「地元のほか西牟婁郡の白浜観光協会や串本をはじめ東牟婁郡の那智勝浦町、新宮、熊野、奈良県の十津川など広い範囲にもわたって一本化した保全運動を組織し和歌山、三重、奈良の三県が団結して反対運動をおこなう」ことを目指し、また「市町村議会、観光協会、個人を以っ

て構成」することを確認し、「最後の強力な反対運動」を組織することを提起した。『紀南新聞』1963年2月9日、10日。

住民は、ここに至って、観光業界を中心となって、自治体をもふくめ、民間団体を広域にわたって組織する新たな2ダム建設計画反対運動の方針で動きはじめた。

1963年2月9日、新宮市商工会議所観光部会の主導のもとに仮称「瀧保全協議会」の発起人会が開催され、新宮市側から、木村市長、関商工会議所会頭、山口新宮市観光協会副会長、熊野市側から小山熊野市議会議長らが集まり、以後名称を吉野熊野「国立公園を守る会」とし、国立公園の名称を全面にだして、さらに広く他の地域にも呼びかけて、運動を盛り上げる活動をおこなった。『紀南新聞』1963年2月10日。

役員は、後に会長に新宮市長木村藤吉、副会長に坪田熊野市長、常任委員に、熊野市から北野市電源開発特別委員会委員長、栗林商工観光課長、勝田庶務課長を選出した。『紀南新聞』1963年4月9日。

この発起人会のおり、関新宮商工会議所会頭は、「ダムができるによる有形無形の不利不便を関係地元が再確認、地域的には瀧の保全であっても吉野熊野国立公園地域の生死にかかる重大案件として、あくまでダム反対の形を貫き通したい。公的にも私的にも今こそこの運動の声を大きくせねばならない時だ。」と語った。『紀南新聞』1963年2月10日。

この意見は、反対運動が新たな段階に入ったことを示すものであった。すなわち、ここにきて、新宮市、熊野市の当局が、民間団体とともに、他の地域を広範に結集して、初心に戻って「国立公園を守る会」という大方針のもとに、広範な反対運動を目指すにいたったといことであり、「瀧の保全」が、瀧の一部ではなく、瀧峡全体の保全、そのためにあくまでダム建設に反対するという方針を示していたからである。

この「国立公園を守る会」の設立とその活動は、国立公園運動史における画期的なできごとでもあった。

もっともこうした激しい運動は、2ダム建設絶対反対だけで結集してい

るわけではなく、絶対反対の裏面に、電源開発会社の被害にたいする補償への不満が付随していたことは指摘するまでもない。

新宮市観光協会は、かねて和歌山県から京都大学に依頼されていた河川調査が終わったことから、1963年2月15日、16日に「瀬戸内濁水の学術調査団」の調査報告を聞くべく京大を訪れた。

そこで明らかにされた岩井団長の話の要点は、①和歌山県の依頼による汚濁とか水量とか具体的な内容の調査はない、②さる2月13日の某紙に一部の学者の意見としてダム工事で「瀬戸内濁水の価値が損なわれるほどの汚濁はない」との意見があったが、調査団としてそうした報告はしていない、③今月末に中間報告をだし、県の新議会にかけられると報じられたが、そうしたことはない。④総合的調査結果の報告は2、3年からなければ結論がだせない。などであった。『紀南新聞』1963年2月24日。

こうした今回の調査は、河川汚濁を明確に判断していないので、問題解決の糸口にならなかった。工事による河川汚濁の如何が、和歌山県の認可判定の是非にかかわることになるので、この「学術調査団」の調査結果は、以後重大な問題を投げかけることになった。

新宮市木村市長は、1963年2月25日、新聞のインタビューに答えて、「まだわからぬが辛うじて奥瀬戸内濁水の景勝は保存できるだろうが、補償は依然として進まぬ」、「もし許可権の条件を不履行のまま工事をするならば、行政訴訟を提起して工事を中止させるか、撤廃の争いをしたい」と語った。『紀南新聞』1963年2月26日。

この発言に現われているように、新宮市当局の真意の根底には、奥瀬戸内濁水の保全ではある程度満足しつつ、本音のところは、より大きな補償を獲得することにあったことは明らかであった。しかし市行政とは違って、新宮市の民間団体、地域住民は、決して補償問題だけに注目していたわけではなかった。

「国立公園を守る会」は、1963年3月18日に、新宮市公民館で結成大会を開いた。結成大会には国立公園協会副会長であり、日本自然保護協会理

事長の田村剛が招かれて講演をおこなった。『南紀新聞』1963年3月21日。

貴重な内容なので講演要旨の記事全文を引用しておきたい。

吉野熊野国立公園に指定された当時から問題のある度に来て北山渓谷を最もよく知る者の一人であると自認している。その当時から国立公園については産業と観光の間に相当の摩擦があるだろうと承知していたが、ある程度、双方からの歩み寄りで妥協点を見つけようと覚悟していた。水力発電によって山岳部と海岸部が切断され渓谷美が失われるということは景観が変わったから国立公園の指定を取り消すということは困難である。

名前は残るとも実を失うことになる。調停によって双方成り立つ限界点を見つけたいと考えているが、今までの経過では心配していた点は全然入れられていない。自然公園審議会でも最後まで納得できないという立場をとっている。

各方面の批判の声があればよいが地元のみなさんの中には真相を知らない方もいるのではないか、という感じがしていたが、今日、地元新宮、熊野両市長を始め多くの方が集まられたことは嬉しいことだと思っている。

北山の渓谷における観光事業と電力事業による利益はどちらが有利であるか数字を挙げて批判しもらいたい。観光事業の発展はすさまじく国際的に見ると、観光がその国の第一の産業になっているスイスと日本を比較すると景観において日本はスイスに決して劣らない。ヨーロッパの真中にあり近い隣国からからの利用客の多いスイスに比べ、日本は海を渡らねばならぬというハンデキャップはあっても質においては劣らぬ。観光事業法を作ろうという機運もある。日本の観光がいづれの産業よりも大事であるという県が多くなり、和歌山県も遠からず観光が第一の産業になるかも知れぬと期待している。

国民一人当たりの観光費は内閣統計局の統計によると千五百円、市部で二日ずつ、郡部では一日ずつ宿泊旅行をしている。五年で約二倍になろう。近畿圏は全国一の旅行好きで、泊りがけで行かねば適地がない関係もあり

旅行の盛んな地域。したがって南紀海岸、吉野熊野の山岳地帯、伊勢志摩が交通、気候もよく、景勝、史蹟の多い観光地帯として重要である。

吉野熊野国立公園の利用者数は三十五年度は二八〇万人、消費した金が三十億円、紀勢線全通以来増加して三十八年度は一〇%増で三七〇万人、四十億円となっているが、これは控えめな数字である。

北山渓谷があるのと無いのとではどういう影響があるのか、今まで知られていなかった瀧八丁から奥を筏、ゴムボートで下るという隠れた観光資源を容易に利用できるようになれば、これだけで客が増えるだろう。日本の河川、渓谷はことごとく、水力発電に荒され、北山川だけが残っている。

日本三急流の一つ熊本県の球磨川を北山川を比較するため下ってみたが、北山川のほうが優れており、日本一の渓谷である。よく利用される状態になれば近畿だけでなく全国から観光客が来るだろう。昨年訪米のときスネークリバーの川下りを見分したが、奥瀧とは比べものにならなかった。しかも、ここアメリカは唯一のものであるということだった。国際的に宣伝して恥ずかしくない北山川を損失したらどれだけの損害になることか。

仮に南紀旅行者の数、回数に滞在日数をかけると北山川が下れるようになれば二十二億円の金が落ちると見て過当でない。近畿以外の客が二〇%増え、利用率一五%とみると五十億の金を落す事業となる。こうした金が産業、労働力に形を変えて地方をうるおすのは交通費の三倍二分となる。

北山渓谷を残すことは五年後には施設完備すれば五十億の金を落すということは、電源開発で道路を作り固定資産税を得るというが、これだけの観光資源ならば必ず道路は拓け、さらに五年後には一五〇万人、百億円にものぼろう。日本最大唯一のスリルに満ちた資源を活用すれば決して無理なことではない。

これだけの簡単なことを政府、県、地元はなぜもっとよく理解されないのだろうか。ふしげでならない。

発電は水力を離れ、すでに原子力発電の時期にある。企業者から取り止めると申し出るのが至当だと思う（拍手）。

北山渓谷は近畿圏をつなぐ一つのルートとして、大峰山、大台ヶ原をつなぎ快適ルートが開かれねばならぬ。大峯山の三龍の滝も産業の犠牲になってこわされている。北山川の水源は大台ヶ原から出ているが大台ヶ原の景観もダムで傷つけられようとしており、那智の滝に影響する森林の伐採は観光資源を傷つけることであり、林野庁がとりあげねばならぬものと考える。

私は北山渓谷を守ることに大きな期待をかけ皆さんからお知り合いの方にお伝え頂き、将来に悔を残さぬようよう万全の策を講じて頂きたい。私は世界的な景勝を守る熱意は若い者に負けない。

東京にあっても、心はつねにここに飛んでいる。

この講演には、すでに日本自然保護協会としては、小森ダムと七色ダムの建設を認めているのであるが、田村としてはなお2ダムの建設を阻止するため地元住民に期待する田村剛の心情が滲み出ている。

とくに田村剛は、観光が水力電気より優越した産業たりうるという戦前來の持論を力説し、電源開発に反対している。この観光優越論で果して電源開発必要論を論破できるか、いさか疑問なしとしない。しかし観光資源を守るために電源開発に反対するという論理は、一般的に説得力をもつこともあり、地元では大きな力となり、かつ運動理念となっていた。地元の考えと田村剛の考えが連動していたことは間違いない。

その後の2電源開発計画反対運動は、「国立公園を守る会」を中心に展開された。「国立公園を守る会」は、さっそく1963年4月9日から14日まで中央への陳情活動をおこなった。

陳情団は、「国立公園を守る会」の副会長坪田熊野市長、北野熊野市電源開発特別委員会委員長、栗林商工観光課長、勝田庶務係長、新宮市から山口新宮市観光協会副会長、平田市商工観光課長代理の一一行は、日本自然保護協会理事長の田村剛、民主経済研究会理事の和田善太郎と会って陳情と顧問選任の打ち合せ、総理大臣、官房長官、文部省、大蔵省、農林省、通

産省、建設省、林野庁、経済企画庁長官、関係局庁、課長、文化財保護委員会へ直接趣意書を提出して陳情、各政党関係、三重、奈良、和歌山の3県選出国会議員、日本自然保護協会役員、自然公園審議会関係へは、本部から陳情書を郵送した。

そして同会の顧問に、松方三郎、日本観光協会運営審議会長久留島秀三郎、田村剛、和田善太郎、佐藤春夫、郷土出身の畠中武夫、糸川英夫の両東大教授、明大教授吉岡金一、東大名誉教授本田正次、奈良女子大名誉教授小清水卓二、芸術院会員辻永など、錚々たる学者・文化に依頼した。『紀南新聞』1963年4月18日。

また東京の銀座に吉野熊野「国立公園を守る会」の「東京分所」を設置するという力の入れようであった。『紀南新聞』1963年4月9日。

1963年4月15日、「国立公園を守る会」は、常任委員会を開催し、陳情活動の報告と「今後の運動方針を協議」し、4月25日、和歌山県へ陳情団を派遣した。『紀南新聞』1963年4月18日、30日。

陳情団の北野熊野市電源開発特別委員会委員長、栗林商工観光課長、荒尾那智勝浦町経済観光課長、寺地勝浦温泉組合常任理事、湯川新宮市商工会議所専務、平田新宮市商工観光課長代理らの一行は、小野和歌山県知事と面接し陳情書を手交し「ダム構築反対についての事情を訴えた」が、小野知事は、奥瀬保全については「結論を慎重検討」すると答え、京大の水質調査報告について「全容を充分検討したうえでないと結論を出せない」と語った。『紀南新聞』1963年4月30日。

（4）1963年5月の北山川2電源開発計画修正案の提出とそれをめぐる

攻防—1963年5月～8月—

こうした地元住民の電源開発計画反対運動を迎え撃って電源開発会社は、河川の汚濁も少なそうだということを背景に、1963年5月8日、9日の両日に、奈良市で開かれる「奈良、三重、和歌山の三県合同土木部長会議で水利権問題を解決、地元の反対を押し切り強行着工の気構えしめして

きた。」『紀南新聞』1963年5月5の2面。

そのために電源開発会社は、一つの秘策として住民の要求の一部を取り入れた「第四次計画変更案」を提起した。『紀南新聞』1963年5月10日。それは、以下のようなものと報じられている。

電源開発会社の「計画案の内容は、まだ詳細は不明だが伝えられるところによると七色ダムの水位を下げ、最大発電力八万キロワットを七万キロワットに、小森ダムの四万五千キロワットを三万五千キロワット程度にして昼間八時間は約六十五トン、あと十六時間は約十トンを放水、七色ダムの水位を下げることにより五郷町桃崎付近の水没問題を和らげ方針のようだ。」『紀南新聞』1963年5月8日。

七色ダムについては、8万KWを7万KW、ダムの水位を下げ、五郷町桃崎付近の水没をさける。小森ダムについては、4万5000トンの観光放流を3万5000トンに縮小する。この放流は、昼間8時間は65トン、あと16時間は10トンを放流する、などダム規模の縮小案であった。

新聞が評しているように、「これとても流域への影響に大差はなく渓の渓谷美を大きく変えてゆくという見方もあって、関係地元の全面同意はきわめて至難視され、場合によっては修正案の修正意見も出されそうな形勢」であった。『紀南新聞』1963年5月10日。

「3県合同土木部長会議」で強引に新計画案を承認させ、水利権をえようとする電源開発会社の強行姿勢を事前に察知した地元住民は、一斉に動きだした。

「国立公園を守る会」は、すでに1963年5月6日に常任委員会を開き、3県土木部長会議にむけて7日に新宮市の谷新市長（前助役）、山口観光協会副会長、菌部同役員、湯川商工会議所専務、熊野市代表らが和歌山、京都、奈良へ陳情のため出発させ、和歌山県知事に要請し、3県土木部長に9日面接して地元要望を懇請し、京大の現地調査団に濁度、水位など、いま一度確かめるために出向いた。『紀南新聞』1963年5月8日。

「国立公園を守る会」は、河川の汚濁問題を浮き彫りにした。

5月9日に、谷新宮市長は、小野和歌山県知事に面会し、市の立場を陳情し、瀬保全問題についてただしたところ、知事は「瀬保全の問題については地元の要望に応えるため全面的に協力する。また水利権の問題については、いま三県の間に、いろいろ話題がとんでいるが、和歌山県としては地元とよく話し合ったうえでなければ許可しない方針である」、「今後も県と連絡を密にして地元要求貫徹に市も全面的に努力する。」と答えた。『紀南新聞』63年5月11日の2面。

谷新宮市長は、さきの電源開発会社の5月新提案を無視した。

いつものこと、陳情に対しては、小野知事は、住民の意見を入れるかのような姿勢に終始していたが、実は裏では、水利権承認の方向に動いていた。『紀南新聞』63年5月14日。

熊野市議会も、電源開発会社の動を重視し、5月11日に市議の「全員協議会をひらいて当面の北山川系ダム建設の問題について、八、九両日、奈良県庁における…三県合同土木部長会の情勢分析を行い」、「結論的に発電の地元によせる誠意なしとしてさる一月の議会で確認した七色、小森ダム着工反対を再確認」した。『紀南新聞』1963年5月10日。

ここでも電源開発会社の新提案は無視された。

そして熊野市議会は、5月15日に「ダム特別委員らが三重県庁に田中知事を訪れ、現段階においては電発のダム開発着工に反対せざるを得ない、地元の要望する補償問題に県の協力方を陳情」することにした。『紀南新聞』1963年5月15日。

その際、市の提出した補償要求は表6のとおりであった。

しかし熊野市の公共補償額40億円の要求にたいして、電源開発会社は、これまで誠意ある回答を拒否していた。『紀南新聞』1963年5月10日。

個人補償では、例えば、神川町漁協組の3億6000円の要求にたいして1次回答は900万円、2次回答では1300万円という低さであり、漁民の反発が想像できる。

他方、電源開発会社は、計画実施のために水利権獲得の活動を積極的に

表6 1963年5月の熊野市補償要求額

	単位万円
公共発電補償要求額	35億0000
個人補償	6億6000
① 神川筏組合	2800
② 育生北山林労組	1780
③ 神川町石工組合	3356
④ 北山川筋山林労組	8360
⑤ 神川町漁協組	3億6000
⑥ 紀南淡水魚養殖漁協組	5792
⑦ 大又川飛鳥五郷漁協組	8515
他, 奥瀬建設業組合	
蘭愛好者有馬町那智黒石採取組合	
総計	41億円

注 『紀南新聞』1963年5月10日による。

すすめた。

1963年5月14日の『紀南新聞』によれば、電源開発会社の石田理事は、5月11日和歌山県庁を訪れ、小野知事と面会し「水利権の許可による早期建設への協力を強く要請した。」

また和歌山県は、電源開発会社の意をうけて、京大の調査を踏まえ、「瀬戸の濁りは、そういうものとみて、谷新宮市長らと近くに会い、地元の意見を打診、本格的な解決への折衝をはじめることになった。」

地元新聞は、和歌山県が「ダムの水利権を認める方針に踏み切った模様」、「熊野川電源開発審議会を開き結論を出す方針、従ってこんごは地元の動きとともに補償問題に焦点がしばられてきた。」と報じた。『紀南新聞』1963年5月14日。

しかし北山川の汚濁問題は解決していなかった。

「国立公園を守る会」代表は、和歌山県庁を5月7日に訪れた際に、さきに京都大学がおこなった北山川水系調査の中間的報告が和歌山県に提出されていたことを知った。5月12日の新聞は、その概要を明らかにした。「報告概要」によれば、「工事中ならびに工事後二、三年間は少々濁り、その後

長年間にわたって現状程度の清濁度が維持される」との見通しであった。

『紀南新聞』1963年5月12日。

調査結果が計画の可否を左右することになっていただけに、2, 3年後には、現状の清濁にもどるとのこの報告は大きな問題であった。

1963年5月5日、熊野市議会は、事前に対応を考え、熊野市の補償要求を検討した。表6を参照。

新宮市は、市議会で特別な決議などおこなわなかったが、「瀬戸内プロペラ船の発着基地を持つ新宮市がいぜん強い反対の態度を打ち出している」し、県は近々市長と会って交渉すると新聞に報じられている。『紀南新聞』1963年5月14日。

そして新宮市は、5月23日に市長を先頭に、天野市議会議長は大畠電源開発特別委員会委員長、山口同副委員長とともに県庁に小野県知事に陳情をおこなった。『紀南新聞』1963年5月24日の2面。

1963年6月に入っても、事態の収集は見られず、相変わらず県、電源開発会社、地元の3者の間は膠着状態がつづいた。

他方、熊野市観光協会は、1963年6月11日に常任理事会を開き、15日の総会の提案事項を検討し、熊野市議会に同調して「小森ダム着工反対を申し合せ」、6月15日の総会で「これを決議、新宮市観光協会ともガッカリ手を組み、電発会社に絶対水利権を与えないよう県当局に強く要請することをきめた。」『紀南新聞』1963年6月13日。

この日、北野亀太郎熊野市観光協会副会長は、「電源開発オンリーの開発」を批判し、「七色下流にダムは要らない」と語り、はっきりと小森ダムの建設そのものに反対を表明した。『紀南新聞』1963年6月13日。

また新宮市観光旅館組合長の山口清一新宮市観光協会副会長は、「那智と瀬戸内は是非とも無傷にして置きたいものである。僅か四万五千キロの発電の犠牲には、あまりにもその犠牲は大きすぎると思う。一部の人の言われるよう補償なんてケチなもの、代償の出来るものでは絶対にないと考えるからです。」と新聞のコラムで発言した。『紀南新聞』1963年6月14日。

こうしたリーダーの発言は、小森、七色ダム建設反対の根拠が、決して補償の問題ではなかったことを明確に示している。

しかし小森、七色ダム建設計画反対運動に大きな転機が訪れようとしていた。三つの問題が生れた。一つは、電源開発関係の補償道路の完成がすすみ、住民の不満が少しずつ解消はじめ、反対運動の外堀がしだいに埋められてきたことである。『紀南新聞』1963年6月9日の記事「電発の補償道路の完成」を参照。

もう一つは、河川の汚濁問題の解決の兆しがでてきたことである。

最後の三つ目は、これまで水利権が小森、七色ダム建設反対運動にとって最後の伝家の秘刀であったが、1964年に予想されていた「河川法の改正で…熊野川に適応されれば水利権は建設大臣にうつる。」と報じられたからである⁽¹⁾。『紀南新聞』1963年6月23日。

地元に大きな激震が走った。

こうして6月16日の新聞記事によれば、電源開発会社が早期着工を企図している中で、小森ダム建設に強く反対する新宮市、熊野市、北山村、熊野川町、紀宝町、鵜殿村の2市長4町村長、議会議長、電源開発特別委員会正副委員長らは、新宮市役所で「北山川水系の水利権をめぐるダム対策で懇談」するため会合を開いた。『紀南新聞』1963年6月16日。

この会合は、これまでのよう、小森・七色ダム建設反対のためではなく、明らかに電源開発会社に北山川水系の水利権を与えるかどうかの懇談であり、地元行政当局が追いつめられてきたことを示していた。

1963年6月18日に和歌山県「熊野川電源開発審議会」が開かれ、県は、審議会が電源開発会社に水利権を認める答申をだすよう要求した。しかし地元代表が、答申をだすことは時期尚早であり、水質調査も不十分なので次回に答申を延ばすべきだとの発言があり、答申はだされなかった。『紀南新聞』1963年6月20日。

和歌山県の電源開発審議会では、地元からの反対がつよく、電源開発会社に水利権を与えることが保留された。

新宮市観光協会は、1963年6月29日に総会を開き、「七色ダム、小森ダム着工反対を確認し」、「ダム反対運動推進の最適任者として」元新宮市長木村藤吉を会長に選出した。木村は「ダム建設は絶対に許さない。もし事態が切迫すれば我々は訴訟を起こしても断乎たたかう」と決意を述べた⁽²⁾。『紀南新聞』1963年7月2日、3日。

しかし市当局は、明らかに動搖していた。

7月2日に開かれた熊野市議会全員協議会は、和歌山県の審議会から水利権を与えるか否かの決断をせまられ、県土木部から代表を招いて「小森ダムがどうしても必要である」との詳細な説明をうけた。『紀南新聞』1963年7月3日。

熊野市議会全員協議会では、「あくまで反対」と「こちらで折り合いをつけては」という二説」がだされ、「なおよく考慮する」ということで結論をだすのを10日に延期をきめた。『紀南新聞』1963年7月4日。

明らかに熊野市では、反対と妥協やむなしとする2説に分裂し、これまで2面性をもったまま一緒にやってきた運動は、今や明確に二つの意見に大きく分裂した。

新宮市当局の動向は不明だが、おそらく熊野市と同じだったと思われる。

6月16日に開かれた2市長4町村長の水利権問題の「懇談会」と同じように、今度は、7月12日に関係市町村からなる北山川水系電源開発対策「協議会」が設立された。7月25日に正式に発足することになった。

この協議会は、新宮市、熊野市のか、紀和町、紀宝町、鵜殿村、十津川村、関係8市町村を網羅し「七色、小森両ダム建設について中央並びに県と地元市町村の間で情報交換をおこない地元の態度などを確立する一方、この協議会を通じて対外的関係諸問題に対処しよう」というものであった。『紀南新聞』1963年7月12日。

この協議会は、ダム賛成派も含まれていたので、もはや単なる反対派の協議会ではなく、おそらくダム承認を説得するために県が主導して開催されたものであろう。したがってこの協議会は、反対派が結束して、従来の

ようにダム建設反対の方針を打ち出すのではなく、如何なる条件で電源開発会社に水利権を与えるかの説得をうけるための協議会であった。

一方、県当局は、事態収集・解決のために積極的に動いた。

熊野市議会は、7月17日に田中三重県知事に会見し、「電発への水利権を軽々しく扱わないように」と要請したが、田中県知事は、逆に「水利権許可は止むを得ない情勢に至った」と述べ、「地元補償の問題は熊野市の反対決議が癌になっていて手がつけられない、反対決議を取り消すよう」にと要望した。熊野市議会の一行は、市の要望にたして「県案を示せと下駄をあずけて」引き揚げてきた。『紀南新聞』1963年7月19日。

このように、県当局は、妥協のころ合いとみて、公然と電源開発会社に水利権を与える情勢になったと主張はじめた。

7月18日の地元新聞に、さきに早期解決を公約に当選した南牟婁郡紀和町の中谷町長は、熊野市議会のダム反対と別に「是々非々」の立場でいくとし、従来の促進の姿勢を変えず電源開発会社の協力をもとめたと語った。『紀南新聞』1963年7月19日。

他方、新宮市観光協会は、7月16日に常任理事会を開き、専門委員会設置、観光キャラバン隊の編成のほか、「瀬保全問題については、北山川電源開発対策協議会、吉野熊野国立公園を守る会、地元婦人会など各種団体と協力一致して保全運動を積極的に推進することを決め、とりあえず瀬保全を訴えた看板（三メートル×1.5メートル）を瀬崎をはじめ各要所地点にたてることになった。』『紀南新聞』1963年7月19日。

新宮市当局は独自の動きを示さなかったが、新宮市観光協会の会長は、谷新宮市長だったので、谷市長も、新宮市観光協会に一応同調した格好になっていた。

こうした動搖の中にあって、「国立公園を守る会」（会長新宮市長谷泰雄）は、相変わらず強行姿勢を維持し、7月27日に谷新宮市長、荒尾那智勝浦町観光課長、平野熊川町助役、北野熊野市電源開発特別委員会委員長、木村新宮市観光協会長、同山口清一専務理事、岡田勝浦旅館組合長らが出席し

て常任理事会を開催した。常任理事会は、「和歌山県の電源開発審議会までに地元全地区をまとめた市町民の反対運動を推進するために近く総会を開く」ことを決めた。『紀南新聞』1963年7月31日。

「国立公園を守る会」の呼びかけに応じて、7月30日に新宮市婦人団体協議会・東牟婁郡婦人団体連絡協議会は、瀬保全に関する陳情書を3県知事、和歌山県議会議長、同地選出議員、池田総理、建設、厚生、文部、通産各大臣、企画庁長官宛てに送った。

陳情内容は、「世界的な瀬戸の景観をダム建設で破壊することを阻止し、子供の母として、この貴重な資産を子孫のために保護してもらうよう」と訴えたものであった。『紀南新聞』1963年7月31日。

しかし「国立公園を守る会」や新宮市観光協会の反対運動は、しかし風前のともし火であった。「国立公園を守る会」は、8月7日の午前中に常任委員会を開催し、午後に各地域から50名が参集して総会を開催した。小委員会では、奥瀬、那智の滝、国立公園編入地域の3問題が検討された。

総会では、同朋大学教授で自然保護に造詣の深い農学者吉岡金市の講演がおこなわれた。

吉岡金市教授は、坂本ダムは、三重県知事が条件付（①奥瀬の風致を壊さない②川口地域を保存するという）許可を与えたが、その条件を守っていない。河川法は、県知事が国から管理権を与えられているだけで、本質的に権利者ではなく、地元民に既得権があり、地元の諒解をえなければ知事は単独で許可ができない、などと当局に批判的な意見を述べた。『紀南新聞』1963年8月9日。

しかし8月16日に開かれた「国立公園を守る会」では、吉野熊野国立公園の地域拡大問題を話し合っただけで、結局、電源開発問題で県と市の妥協路線に追従する妥協的な意見が多くだされた。そのため「国立公園を守る会」は、以後会合を開くことさえもできず、開店休業に追い込まれていった。

新宮市、熊野市は、8月に入って表立った動きを示さなかったが、すで

に水利権承認の方向に傾いていた。

『紀南新聞』8月27日の「コラム」で 熊野川漁協監事赤松弘一は、ダム開発による濁水による魚の被害と汚水被害の補償を要求し、「ダム建設には絶対反対」と「即時中止」を主張した。『紀南新聞』1963年8月27日。

しかしこうした意見は、もはや反対運動とは関係がなく、反対派論客のため息に等しくなっていた。

注

(1) 河川法は、1957（昭和32）年に改正されるまでは、河川事業主体があいまいであって、水利権の許認可もあいまいだったようである。しかしその後も水利権についての慣行や慣習が残った。したがって吉岡教授の指摘しているように、北山川の水利権は、ダム建設地点の地方自治体が保持するというようになっていたようである。事実、北山川におけるダム開発地点の各自治体はそうした理解をしていた。

しかし1964（昭和39）年に改正された河川法は、曖昧さを整理して、自治体の水利権で開発が遅れていたことを一気に挽回するために、第一級河川は建設大臣に許可権を与え、建設大臣が指定する区間についてのみ都道府県の首長に許可権を与えることにした。北山川電源開発の水利権は、1964年の法改正で、明確に奈良、三重、和歌山の3県知事に与えられることになったのである。

河川法については、ウェブサイトのウキペディアを参照した。

(2) 木村藤吉は、新宮市長の在任中は、極めて二面的態度を取ってきたが、市長を退任するや、ダム建設に絶対反対の立場を強めた。彼は、大正13年に新宮町長のおり、新宮保勝会の会長をつとめ、戦前からの奥瀬保護運動にかかわっていきたを人であった。前掲『新宮市史』、833頁以下参照。

5 北山川2電源開発計画反対運動の妥協と終焉

—1963年9月～1964年5月—

1963年8月30日の『紀南新聞』は、「ダム反対運動もどこ吹く風」との5段抜き見出しで、七色ダム建設地帯の実状を伝えるルポを掲載した。

すでに河合ダムは完成し、池原ダムは40%，池原発電所、関連道路工事は90%の進捗状況で、1964年11月に完成すると報じられた。

そして小森ダムの「用地は殆んど解決しおり、また地元民からの協力もあって、このうえ大きな支障は考えられない、また補償問題も好意をもって当り、ただ時間が問題の解決点を考えている。」という電源開発会社の自信に満ちた意見が紹介された。

またこうした既成事実の進行、積み上げにあって「住民もなかば諦観気味」であるとも報じられた。とくに電源開発会社は、北山川電源開発計画の最後の障害である水利権の獲得に目途をつけてきたからである。

この記事が言い当てているように、北山川2ダム建設反対運動は、8月に入って急に萎えはじめた。

和歌山県は、「すでに着々工事が進捗している実状から…早く結論を出したい意向」で、9月3日に「和歌山県電源開発審議会」を開催することにした。『紀南新聞』1963年8月31日。

この審議会で、新宮市当局は、ついに「渇水対策とダムによる水の濁りを防止し瀬の観光価値が失われないことを確約するなら協力してもよい」と電源開発会社に水利権を認める発言をおこなった。

これに県は「早急に電発側と話合って、この点についての確約をさせたい」と応じた。ついで北山村、熊野川町、本宮町も補償条件を飲めば水利権を承認するとの意向を表明した。『紀南新聞』1963年9月5日。

これまで膠着状態にあった水利権問題は、ようやく解決の目途がたってきた。和歌山県当局は「補償問題は水利権の許可と切り離し電発側と交渉する方針」を打ち出し、相変らず解決していなかった補償問題と水利権問題の切り離しにかかった。

谷新宮市長は、地元にもどり、9月3日に新聞のインタビューに答え、和歌山県知事が電源開発会社に水利権を渡すと言明しており、「新宮市が絶対反対を譲らない」のであれば、「県から見離される」、「瀬の保全について電発会社からハッキリした回答をもらう」ということで水利権を渡すこと諒解したと、苦渋にみちた発言をした。『紀南新聞』1963年9月6日。

9月7日に新宮市議会は、市議会全員協議会を開催し、「審議の結果、電

発と和歌山県側が瀧峡谷の保全について確約し、しかも水利権を許可するまでは基本的に地元補償の見通しがつけば条件闘争に切り換えることを了承した。』『紀南新聞』1963年9月8日。

谷新宮市長は、9月10日、県庁を訪れ小野県知事に新宮市の立場を具申し、電源開発会社との交渉についての要望を伝えた。『紀南新聞』1963年9月12日。

これまで北山川電源開発計画に積極的に反対してきた新宮市観光協会は、9月10日に常任委員会を開き、協議の結果、つぎのような要望をふくむ陳情書を谷市長に提出し、県および電源開発会社に提出してもらうことを決めた。『紀南新聞』1963年9月13日。

- ① 七色ダム地点から下流にダムを構築しないようにしてほしい。
- ② 止むなく構築しなければならない場合は、
 - 1 濁度は二度を保つこと。
 - 2、恒常発電をしてほしい。
 - 3、発電所並びに放水位置は小森地点にしてほしい。

新宮市観光協会は、これまで主張してきた要求を、いわば最後の叫びにも等しい要求として改めて提出し、事実上反対運動の鉢をおさめた。

熊野市議会も、9月7日に定例市議会を開き、本年1月の「建設絶対反対の決議」をくつがえし、しかしその決議を「取消することなく」とし、「電発側との補償その他の要求は三重県知事に一任する」と決議し、絶対反対運動の鉢をおさめた。以後、補償条件をめぐる交渉に入っていくことになった。『紀南新聞』1963年9月10日。

そして熊野市議会議長は、さきの市議会の決議について「電発への無条件降伏ではない」とし、「諸般の事情はこれ以上反対を続けていくことを許さない、問題を有利に解決するために知事を信頼し一任する以外にない」と惜敗の弁を述べた。『紀南新聞』1963年9月12日。

さっそく9月13日に開きかれた3県合同の土木部長会議は、水利権認可命令書の作成で打ち合せ、それぞれ県の電源開発審議会を開いて水利権を

認める答申を各知事に提出することを決めた。『紀南新聞』1963年9月14日。

和歌山県の電源開発審議会は、水利権を認める答申をだし、改めて新宮市、北山村から補償要求を受けとり、審議会にかけることになった。『紀南新聞』1963年9月14日。

この段階で提出された補償要求は、例えば新宮市の補償要求（12項目）の主要なものは以下のようなものであった。『紀南新聞』1963年9月22日。

1 潜保全に万全を期し濁りは雨のあと5日後には濁度2度を越えてはならない。

2 水位を保つため恒常発電をせよ。

3 学校、市民プール7ヶ所の新設。

4 上水道施設改善。

5 新宮—三輪崎間の海岸道路新設。

6 三輪崎漁港改修。

7 生活の精神的補償。

8 海岸の浸食対策。

（その他）

北山村や熊野川町の補償要求も同じようなものであった。『紀南新聞』1963年9月22日。熊野市の補償要求については、残念ながらここでは明らかにできないが、本質的にはほぼ新宮市と同様のものであったと推測できる。

しかしその後補償問題は、いっこうに決着がつかなかった。

これまで是々非々の立場を取ってきた小森ダム建設地点のある南牟婁郡紀宝町では、中谷町長以下電発委員6名が、七色ダム建設を見学したあと、三重県庁の田中知事を訪ね、報償問題を話し合った。しかし小森ダム建設による水没予定の家屋51戸の補償問題は、また公共補償では大方解決して

いるが、なお電源開発会社が現地調査をおこなって補償交渉すると主張したため、解決がおくれていた。『紀南新聞』1963年9月21日。

9月20日に和歌山県電源開発審議会が開催された。審議会は、かねて予定されていたように「国指定の特別名勝“瀧崎”（正確には瀧八丁一引用者）をふくむ吉野熊野国立公園の景観を保全し、すみやかに適切な補償をする」などの条件つきで、電源開発会社に水利権を認める決をめた。

その際、和歌山県電源開発審議会の提出した水利権承認の条件は、4項目であった。『紀南新聞』1963年9月22日。

- 1, ダム建設に伴うイカダ流し、航行、漁業、飲料、農業、工業用水など既得の権利と川口に及ぼす影響については電発が適切な補償をする。
- 2, 潁りなどの影響で吉野熊野国立公園の景観をそこなわないよう万全の処置を講じ、現在および将来の景観低下に対しては直ちに適切な補償をする。
- 3, 下流の流量変動、濁水、渴水による状況変化、ダム放流の警報施設については十分な措置をとる。
- 4, 今後発生する問題の処理のため「ダム対策委員会」（仮称）を設ける。

これらの条件は、自然保護の点でも補償の問題についても、極めて抽象的な条件であった。その条件は、しかも審議会が一方的に主張する条件であり、電源開発会による担保がなされていないものであった。

10月4日の『紀南新聞』によれば、新宮市水道部は、市議会の要請で七色、小森の2ダムの工事で水質がどうかわるかをチェックするために、工事以前の北山川の水質調査をおこなったが、実にきれいだとわかり、今後工事で汚濁する水質と比較する資料をえたということである。

新宮市木材協同組合は、小野県知事から意見書の提出を要求されていたが、10月11日に役員会を開いて協議した。12月に入って、熊野市木材協同

組合は、「ダムの洪水による北山川流域の林地の減少によって著しい営業圏を縮められたとともにダム建設による交通障害、電発工事によって人件費などの諸経費の高騰」などの被害たいして4億余円の補償要求を電源開発会社に提出した。『紀南新聞』1963年10月13日、12月11日。

10月7日に、小森ダムサイト周辺の土地を所有する新宮市の山林地主11名は、もし電源開発会社が、新宮市の要求する3条件を認めない場合は、「山林立入はもちろん買収交渉など一切を拒否、全面的に電源開発に協力しない」と電源開発会社に通告し、ダム建設にたいする新宮市住民の最後の抵抗を示した。『紀南新聞』1963年11月9日。

なお、観光業界の最後の抵抗として、新宮市観光協会は、映画監督の谷口千吉を瀬戸に招いた。その谷口監督は、北山川水系電源開発工事を視察したあと、12月13日、記者会見をし、北山川水系電源開発計画を厳しく批判して帰京した。会見の内容は、1963年12月15日の『紀南新聞』に掲載された。

これまでダム建設に積極的に反対してきた新宮市観光協会長山口清一は、新宮市市議会の議員であり、市議会電源開発特別委員会の一委員でもあったが、12月23日の市議会で、特別委員の辞任を申し出た。辞任の理由は、市の「瀬戸保全の万全を期すること」とされた約束がその後充分に果たされていないことに抗議したものであった。これも反対派の最後の精一杯の抵抗を示すものであった。『紀南新聞』1963年12月24日。

山口清一は、『紀南新聞』コラムで「追いつめられた瀬戸」と題し3回にわたり、妥協に反発し、電源開発会社の横暴を批判した。

その中で彼は、「世の創めから流れている熊野川に当然必要とする水利権許可もないのに河川敷にダンプカーの仕事が進んでいるのは地元の官民の人たちは知ってか知らずか知らないとしても私は此の地は法治国なのかなのであろうか、法治国とはどんな国なのか考えた。」と法を無視した電源開発会社の横暴を悲痛な思いを込めて非難した。これは、山口ら2ダム反対運動をおこなってきた人たちの敗北の弁であり、読む者的心を打つ。『紀南

新聞』1963年12月12日。

12月23日に開かれた新宮市議会は、改めて電源開発会社に水利権を与えるという県への答申について議論した。議員からはいろいろの意見がだされたが、井上議員からは、水利権を認める以前からダム建設工事をはじめており、補償問題も進展していないのはおかしい、と批判がだされた。また山口議員からは、「瀧崎の景観を阻害せぬための現地放水」を条件にいれるべきだなどと発言があった。しかし市議会は、電源開発会社に水利権を与えるという県への答申を多数の賛成で採択した。『紀南新聞』1963年12月12月25日。

そして市議会の最終日の26日、新宮市議会は、11項目の補償要求をふくむ県への「答申案の一部さしかえ別項の条件をつけて同意する答申案を賛成多数で可決した。」『紀南新聞』1963年12月28日。

答申は以下のとおりである。

十月十四日付けの熊野川水系北山川筋小森発電所水利使用権許可諮問に對し本市議会はつぎの条件を付して同意する。

記

熊野川電源開発小森ダム建設に伴う補償条件

一、瀧崎保全の万全を期すること。

①瀧崎の濁度は雨後五日経過時における濁度二度を超えてはならない。

②恒常発電小森現地放水。

③瀧崎の現在及び将来の景観低下について補償をすること。

二、生活精神保障。

三、海岸の浸食対策。

四、熊野川沿岸水利使用対策委員会の設置。

五、新宮川護岸工事も完了。

六、新宮一三輪崎間の海岸道路の新設と三輪崎港の改修。

七、南絵杖の多目的ダムの設置。

八，水道施設の改善。

九，プールの設置（小学校各一，市民用一計七）。

十，放送施設の完備。

十一，その他新宮市の補償要求に対し県は全面的に協力しこれが実現を期すること。

十二月二十六日

新宮市議会

和歌山県知事殿

熊野市の答申と補償条件については，ここで明らかにできないが，ほぼ新宮市と同様のものだったと推測される。

北山川2電源開発計画が公式に認められたとなれば，巨大な国家権力を背景とする国策大企業である電源開発会社は，残された補償要求を低く押さえ込んで妥協させるなどとも容易なことであった。

1964年1月20日に，奥瀧保全問題で，福田通産大臣，小林厚生大臣，地元出身の早川自治大臣の3大臣と藤井電源開発総裁は，トップ会談を開催した。これは，いわば手打ち式だった。『紀南新聞』1964年1月20日。

問題の最終的な解決は，3県が水利権使用を4条件つきで電源開発会社に許可した1964年3月25日であった。

その4条件は，前年9月20日の和歌山県電源開発審議会が電源開発会社に水利権をみとめる4条件と内容的に変わらないものであった。ちなみに4条件は以下のとおりであった。

- ① イカダ流し，航行，漁業，飲料用水，工業用水，既設の水利ならびに河口に及ぼす影響について電発はその補償に適切な処置を講ずること。
- ② 吉野熊野国立公園の景観をそこなわないよう，にごりなどの発生に万全の措置を講ずること。

- ③ 七色ダムの上流大又川の排水影響について、すみやかに再検討して知事の承認をうけること。
- ④ 下流の流動変動、にごり、ダム放流警報施設などの設置については十津川筋と関連させ検討のうえ、じゅうぶんの措置すること。

その後、和歌山県では、「七色・小森ダム建設補償対策部会」を設置し、電源開発会社と交渉をおこない、未解決のものも残しつつ、市から出されている補償要求を徐々に解決していった。『紀南新聞』1964年4月16日。

熊野市の最後の補償要求について資料を欠くが、1963年5月に提示されたものをみれば、ほぼ同じようなものであったと推測される。

なお一連の補償問題では、1964年4月16日の『紀南新聞』で、「今回の許可には県の補償条件はどれほどかなえられたか県に陳情の個人的補償はどれほどになったであろうか」と新宮市議であり市の観光協会会长の山口清二を嘆かせたように、補償要求がどのように実現されてたか充分に明らかにされていない。

ちなみに1964年6月26日に電源開発会社と補償交渉で新宮市木材協同組合は、4億円の補償を要求していたが、電源開発会社は、すでに1億3000万円の補償済みだとして応じようとしなかった。『紀南新聞』1964年6月30日。

また瀬戸内海の大きな問題の一つであった観光放流については、「具体的にはどれくらい放流するかという点についてはっきりしないまま貯水許可があった」ため、問題を残し、電源開発会社と観光業界と交渉が続けられた。『紀南新聞』1964年6月11日。

こうして長い闘争をへて、北山川電源開発計画は、基本計画どおり小森ダムは、1965年6月に、七色ダムは、1965年2月にそれぞれ完成した。

なお2ダムの最終的な計画では、基本的には1962年7月と1963年5月の計画案にそっていたが、なおその後変更された計画は、小森ダムについて

は、出力を4万5000KWから3万KWに縮小されたことぐらいである⁽¹⁾。

最大水使用量は、毎秒、102トンから74トンに減少して、北山川の流量を減水させることになった⁽²⁾。

七色ダムについては、8万KWから8万2000KWに増え、七色ダムの機能が若干増加した⁽³⁾。

2ダム建設後に北山川の自然環境、河川生態や観光放水、景観などが具体的にどのように変化したかについては、重大な問題であるが、小論の課題を越えるので、今後の研究に期待しておきたい。

注

(1) 前掲『電発30年史』、226頁。

(2) ウェップサイト「水力発電所ギャラリー電源解発小森発電所—水力ドットコム」の「黒渕」の写真をみよ。ダム建設後の流水量の枯渇が著しい。

(3) 前掲『電発30年史』、227頁。

6 小括

北山川電源開発計画反対運動は、1954年に熊野川電源開発分水案が提起されて約9年間、1957年に本流案が提起されてから約6年間にわたっておこなわれてきた。他の主要国立公園内の産業開発計画反対闘争と較べると著しく長期にわたっていた。しかも北山川電源開発計画反対運動は、本格的には1957年7月、つまり戦後最末期に提起されて、高度成長期に入って、まさに1963年高度成長初期の真最中に終焉したことで、他の戦後の電源開発計画反対運動と著しく異なっていた。

こうした特色をもつ北山川電源開発計画反対運動は、中途半端な妥協で終わり、計画絶対反対を貫げずに敗北した。この運動をどのように総括するべきか、なかなか難しい課題であるが、私は、まず北山川電源開発計画反対運動が何故敗北し、勝利できなかったかの原因を追求し、ついで電源開発会社が勝利した要因についても解明し、最後に、中途半端な妥協で終わり、計画絶対反対を貫げずに敗北した運動、あるいは運動の成果をどう

評価すべきかを検討しておきたい。

北山川電源開発計画反対運動敗北の原因は幾つかある。

第1に指摘したい敗北の原因は、日本自然保護協会が2ダム建設計画絶対反対の方針を打ち出さなかったことにある。

1951年10月に設立されていた日本自然保護協会は、1954年に熊野川電源開発分水案が提起されおり、すでに北山川にダム計画が提起にれたこともあるので、ゆくゆくは北山川本流に電源開発計画の可能性が十分に予想されたにもかかわらず、熊野川電源開発計画に关心を示さなかった。これ事態が大きな問題点である。

1957年7月に北山川2ダム建設計画を含む本流案が提起された時でさえ、日本自然保護協会は、尾瀬ヶ原や上高地の場合にはただちに絶対反対を表明した際のように、ただちに絶対反対を表明しなかった。

むしろ日本自然保護協会は、翌年の1958年1月にただちに日本電気協会と会合をもち、北山川電源開発計画について懇談し、2ダム建設計画案の承認を迫られて、計画に反対を表明する前に電力業界と話し合っているのである。これは、従来の日本自然保護協会のあり方からみて、異常であった。

しかもその際に、日本自然保護協会は、北山川電源開発計画について双方が妥協しない場合は、先延ばしすることを電力業界と「なごやかな空気」で話し合ったである。

日本自然保護協会が北山川2電源開発計画について表立って検討したのは、1958年1月23日の評議員会であったが、すでにここで理事長田村剛は、2ダム建設絶対反対ではなく、「瀧八丁上流の観光放流の可能性と企業者との妥協案」を提起し、つまり2ダムの建設を前提にして観光放流（ダムによる流量減水の緩和）という意見を提起しているのである。

1958年5月に日本自然保護協会は、「北山川の水力開発に関する反対陳情」を公表したとされているが、反対の内容が明らかになっていない。

この「反対」は、すでに2ダム建設計画を承認し、その前提で北山峡を

保全するという立場を表明しているので、2ダム建設絶対反対という意味ではなかったと推測できる。

1959年8月にも日本自然保護協会の在京理事は、電源開発会社の石田理事と懇談している。これまでの慣行では、計画当事者と話し合うのは、すでに2ダム建設絶対反対の旗をおろした段階においてであった。

1960年5月の日本自然保護協会の「北山川峡の保護に関する陳情」では、分水案を承認し、七色ダムについては反対を明示せず、奥瀧ダムの建設に反対を表明したが、奥瀧ダムによって消滅する自然、景観地を保全せよとして、奥瀧ダムを上流に移転させるという案を事実上提起していたのである。

その後、日本自然保護協会の田村剛は、1960年11月の雑誌で、事実上は移転案である奥瀧ダム反対を主張しつつ、七色ダムの500メートル上流への移転案を提起した。これで日本自然保護協会は、2ダムを基本的に承認し、後は北山峡の保全区域を拡大するという方針を明確にしてくことになる。

結論的にいうならば、日本自然保護協会は、奥瀧ダム建設反対を主張したが、その内実は、小森移転による北山峡の部分的保全であり、2ダム建設絶対反対の方針を始めから掲げていなかったことということである。

明らかにこれでは、北山川2ダム建設絶対反対運動は、成り立たないし、北山川2ダム建設反対運動は、奥瀧ダムの小森への移転要求運動へと矮小化せざるをえなかったのである。事実そうなってしまった。したがって北山川2ダム建設絶対反対運動は、始めから敗北せざるをえなかったのである。

では何故、田村剛ら日本自然保護協会の首脳は、早々と奥瀧ダムの小森移転案を提出してしまったのであろうか。第2の敗北の理由は、この点にかかわっている。

第2の敗北の理由は、田村剛ら日本自然保護協会の首脳が、国立公園内の産業開発を原則的に絶対認めないという信念を欠き、尾瀬、上高地など

の国立公園の最重要拠点については、計画絶対反対を貫くが、その他、黒部峡谷、北山峡などでは、絶対反対ではなく自然、景観の部分的な保全という条件付で妥協するのも止むなしといった戦略をもっていたからであった。

確かに、田村剛は、戦前から北山川の電源開発計画についてはやや関心が薄かったくらいがあった。戦前の田村剛ら国立公園行政当局は、当初北山川の電源開発計画に絶対反対したが社会的に不利な事情もあって、開発と自然保護の両立という論理を認めて、北山川の電源開発を認めてきたという事情があった。

田村ら戦前からの国立公園行政に携わった人々は、戦前の国立公園委員会が北山川のダム計画を承認していたので、一事不再理的に戦後になってもその決定を覆せないと考えていたのかもしれない。

したがって、田村たちは、尾瀬沼取水工事、尾瀬ヶ原電源開発計画の場合のように、1957年に北山川水系2ダム計画案が提起された時に直ちに絶対反対を表明しなかった。そのため北山川2電源開発計画絶対反対の運動は、組織されようがなかったのである。

尾瀬ヶ原、上高地以外のダム建設計画には、絶対反対せず、電源開発と自然保護を両立させ、条件闘争によって自然の保全を一定程度確保という田村らの尾瀬ヶ原、上高地の2地域重視戦略は、大きな誤りであったと指摘しておかなければならぬ。

第3の敗北の理由は、北山峡については、開発を阻止する自然保護規制の法律が存在しなかったことが指摘できる。

尾瀬と上高地の場合は、自然保護地区の指定と天然記念物に指定され、尾瀬はとくに特別天然記念物の指定予定地にされていた。それは、2地域で電源開発を阻止するための法的な役割を果たした。

しかし北山峡には、瀧八丁が戦前に名勝地天然記念物に指定されていたが、瀧八丁の天然記念物指定は、北山川本流の下流部分のごく一部の地域に限られていたし、奥瀧ダムの建設を阻止する法的規制たりえなかった。

もし北山峡流域一帯が国立公園法の特別保護区域に指定されていれば、奥瀧・小森ダム建設設計画案は、提起しにくかったし、提起されたとしても、2ダム建設設計画絶対反対運動は、その法的規制を十分に利用しつつ運動を成功裏にすすめることができたに違いない。

実は、1956年11月に日本自然保護協会は、国立公園内の重要地域を国立公園特別保護地区に指定するべく、多数の個所を候補地に指定したが、その際、吉野熊野国立公園内の奥瀧一帯（国有地278ヘクタール）も特別保護地区の候補地に指定していた。しかし初期高度成長期に入っていた産業界がそうした規制に強く反対したため、奥瀧一帯を含め、多くの特別保護地区は、産業開発計画を阻害するとして特別保護地区に指定されなかった⁽¹⁾。

奥瀧一帯が国立公園特別保護地区に指定されなかったことは、2ダム建設設計画反対に法的な保証を与えることができず、2ダム建設絶対反対運動敗北の一因であったのである。

第4の敗因は、地域住民の反対運動への立ち上がりの遅さと足並の不揃があげられる。

1957年の北山川本流案で提起され、2ダムが北山川に建設される計画が明らかになった時に、多くの地域住民と和歌山、三重、奈良の関係3県当局は、2ダム建設に積極的に反対を表明せず、むしろ開発の経済効果に期待していた。

2ダム建設地点の熊野、新宮の2市、紀宝町は、当初態度を明確にせずに様子を窺っていたが、1958年に入ると、計画支持の勢力も明確になる一方、2市1町の首長は、観光資源を保護するために、分流案の本流案への計画変更に賛成を表明せず、電源開発会社の説明を聞くにしたがい、補償への不安もあって、次第に計画への不信を強めた。

もし日本自然保護協会が、1957年の本流案が提起された時期に、2ダム建設絶対反対の方針を提起していれば、地元もその方針にしたがって2ダム建設絶対反対運動をおこなっていった可能性は大きかった。

事実地元では、1960年5月に日本自然保護協会が奥瀧ダム建設中止、上

流地点への移転案を表明してから、明らかに2ダム建設への不信を強めた。2市当局、地元住民は、8月に日本自然保護協会の現地調査を機会に奥瀬峡保護のために奥瀬ダム建設計画反対の意向を強めた。

とくにこの時期から熊野市ついで新宮市の観光業界が2ダム建設計画に強力に反対する姿勢を強めてきた。しかも日本自然保護協会が奥瀬ダムの小森移転を暗示しつつ、自然公園審議会が1961年12月にはっきりと奥瀬ダムの小森移転を承認してから、地元でも奥瀬ダム建設計画反対は、小森移転要求に、さらに七色ダムについての500メートル上流移転要求に傾いていった。

要するに地元がようやく2ダム反対に傾きはじめた時に、1958年初めから妥協的な意向を示していた日本自然保護協会は、1960年5月に明確に奥瀬ダムの上流への変更要求を打ち出したため、新宮市長の1960年8月の陳情書にみられるように、2ダム建設反対から地元も奥瀬ダムの上流への変更要求に傾いていったのである。

このように日本自然保護協会が、地元の計画賛成派の存在もあるが、2ダム建設計画絶対反対を明確に打ち出せず、奥瀬ダムの小森移転という妥協的な方針をだしたために、地元は、期待を掛けていた日本自然保護協会の方針に引きずられて、2ダム建設計画絶対反対の運動を組織することができなかつたのである。

私は、戦前から北山峡を自然保護のために、あるいは国立公園に指定して電源開発計画に絶対反対してきた和歌山県、三重県、とくに北山川沿岸の住民は、戦後の電源開発の予想される経済効果を無視して、国立公園内の北山峡を保護するために2ダム建設に絶対反対をする意識を広範にもっていたと理解している。それは、吉野熊野「国立公園を守る会」の運動をみれば明らかであった。

「国立公園を守る会」の運動は、観光資源としての北山峡を保全するため、2ダム建設計画絶対反対の旗を掲げて闘うまでに反対運動を成長させたのである。

したがって、もし日本自然保護協会が1957年の北山川2ダム建設計画案の提起から直ちに2ダム建設絶対反対の方針を掲げて闘っていれば、尾瀬ヶ原や上高地の場合のように、地元もこの方針にしたがって強力な2ダム建設計画絶対反対を展開した可能性が大であった。

明らかに、地域住民による2ダム建設計画への絶対反対運動がうまく組織されなかつたことが、2ダム建設計画絶対反対運動の敗北の決定的な要因だったのである。

2ダム建設計画絶対反対運動が勝利する可能性についていえば、田村剛自身が私信で述べていたように、政府筋でも、反対運動への理解は相当あった。電源開発調整審議会がゴーサインを出しかねていたのである。

電源開発会社は、他の開発地域を沢山抱えていたから、私企業である関西電力のように計画中止のできない体質ではなく、柔軟であった。

何より地元の2県も、2市も地元住民の反対運動におされ気味であったことも事実であった。だから、日本自然保護協会が一貫して2ダム建設を主張し、反対運動をおこなつていれば、2ダム建設を中止させる可能性は大きかったのである。それは、後半における地元住民の反対運動の盛り上がりと、とかく補償に目がくらんで計画を承認しがちな傾向に反して、北山川周辺の住民が2ダム建設計画反対運動を積極的に展開したのをみれば明らかである。

北山川の水利権は、2県の首長が持っていたのであるが、水利権の譲渡は、慣行的に地域住民の許可を必要としていたのである。とくに水利権問題は、反対派の有力な反対対抗手段であり、自治体、地域住民が水利権の譲渡を拒否すれば計画の実行は不可能であったのである。慣行的に地元が保持していた水利権は、反対運動に大きな勝因の可能性を与えていたのである。

つぎに電源開発会社が、2ダム建設計画の実行に成功した要因について検討しておきたい。

第1に指摘すべきは、電源開発会社の2ダム建設計画案は、高度成長期

に入りかけた1957年に提起され、社会的に産業開発がブームになっていた有利な時期に実施の努力がなされたことである。

戦後1950年代の前半は、経済的な混乱もあったが、まだ自然保護を重視する雰囲気もなお残っていた。しかし1956年6月に黒部第四発電所建設計画が自然公園審議会において承認された頃には、梅棹忠夫の黒部第四発電所建設計画への礼賛に典型的にみられるように、産業開発優先主義が支配はじめていた。

北山川2ダム建設計画の反対運動は、黒部第四発電所建設計画が自然公園審議会によって承認された1956年6月の1年後からスタートしたのである。日本自然保護協会は、そうした社会状況の中で、北山川2ダム建設計画の絶対反対の旗を掲げにくかったのかもしれない。

第2に指摘すべき勝因は、すでに指摘したように、1952年に河川法を改正して、一級河川については地元住民から水利権を奪い、建設大臣に移譲したことである。おそらく北山川電源開発計画反対闘争のもつれの中で、政府は、水利権を地元の自治体から剥奪することを思いついたのであろう。

北山川の水利権を関連県知事に移譲したことは、電源開発会社に圧倒的に有利に作用したのである。これは、国立公園の特別保護地区の指定が電源開発計画反対運動の砦の役割を果たしたのとは逆に、水利権の県知事への移譲は、電源開発会社にとって極めて有利な砦となったのである。

第3に指摘すべき勝因は、そうした有利な社会的状況を背景に、電源開発会社が、強引かつ執拗に2ダム建設計画の実行に努力したということであろう。

しかも2ダム建設計画反対勢力の方針の混乱、足の乱れが、電源開発会社の立場を強固にしたことも否めない。

最後に、2ダム建設計画反対運動、とくに奥瀧ダムの小森移転などの条件闘争をどのように評価すべきかの問題を検討しておきたい。

2ダム建設計画反対運動の評価は二つの面からみる必要がある。

一つは、反対運動に示した地元の粘り強い運動にたいする評価である。

もう一つは、奥瀧ダムの小森移転などの条件闘争は、どの程度北山川の自然、景観を保全したと評価できるのかということである。

まず後者からみてみたい。

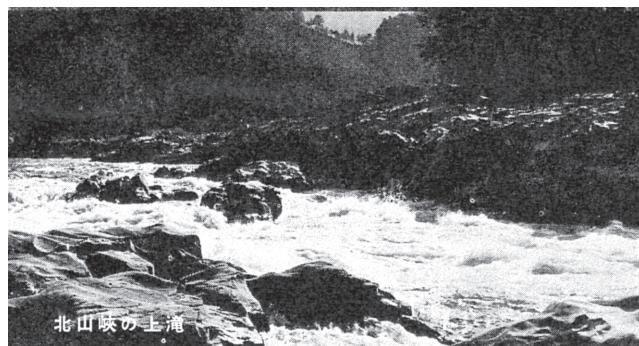
一般的にみれば、2ダム建設計画絶対反対運動は完全に敗北したが、北山峡保全の観点からすれば、奥瀧ダム建設を中止させダムを小森に移転させたことは、奥瀧ダム建設予定地点から上流の小森ダムまでの間の自然、景観を部分的に保全し、上流のダムのために減水したり、ダムの悪影響を受けたりしてはいるが、河川の一定の水量を観光放流によって維持し、それを観光資源とする観光業を部分的に救済したと評価できる。

具体的にみれば、ダム移転によって奥瀧ダム建設予定地点から小森ダム建設地点の約10キロメートルの間には、奥瀧、上滝、黒渕、オトリノなどの貴重な自然と景観が存在していたが、それらは水没から救われ、基本的に存続できた。

北山川上流の一連のダム、七色ダム、小森ダムによる北山川水量のダムへの貯水は、小森ダム地点以下の北山川の流水量の著しい枯渇をもたらし、自然、景観を貧弱にした。

図8 奥瀧ダムの小森移転で救済された上滝の景観

(1953年頃)



注 『吉野熊野国立公園』、前掲国立公園シリーズ 10 より。

図9 奥瀧ダムの小森移転で救済された奥瀧の景観



注 前掲国立公園シリーズ10より。

図10 奥瀧ダムの小森移転で救済された黒渕の景観

（1937年頃）



黒 渕

注 前掲『吉野熊野国立公園写真帖』より。

図11 奥瀧ダムの小森移転で救済されたオトリノの景観



オノトリ（北山峡急湍の代表的景観）

注 「北山峡の保護と観光開発計画」, 『日本自然保護協会調査報』第2号, 1961年10月, より。

例えば, 小森ダム地点から1.5キロ下流の黒渕は, かつて図10のように豊かな流水をほこっていたが, 今日みると水流は失われ, 貧相な小川のごとき様相をていしている⁽²⁾。

小森ダムの建設はまた, 小森ダム地点から上流にあった自然, 一の滝, 相須渕などの景観地を水没させた。この地域の自然, 景観は保護できなかったのである。

また七色ダム建設によって七色ダム地点上流の自然, 景観が消滅し, とくに七色ダム地点直下の七色瀧と蜂の巣峡が枯渇し景観が台なしになった⁽³⁾。

以上のように, 奥瀧ダムの小森移転は, 奥瀧周辺の景観をかなりの程度保全したことは事実である。今なお, 水量が減水したとはいえ, 瀧八丁, 奥瀧は, なお景観を維持し, 瀧観光の資源として機能している。この点は, 奥瀧電源開発計画反対運動, 厳密には奥瀧ダムの小森移転運動の, 一定の成果であったと評価したい。

図12 小森ダム建設で消滅したかつての一ノ滝の景観



一ノ滝（小森ダムサイト）

注 前掲「北山峡の保護と観光開発計画」より。

図13 七色ダム建設で水没する以前の七色滝と蜂の巣峡の景観



七色滝と蜂の巣峡（学術上貴重な甌穴群）

注 前掲「北山峡の保護と観光開発計画」より。

確かに北山峡の約3分の1程度の自然、景観を維持し、その限りで移転要求運動は、北山峡全体からみれば極めて限定的であるが、北山峡を保全したという意味で評価できるであろう。

しかし小森ダムさらに七色ダムの建設によって、北山峡全体の約半分程度の自然、景観を喪失してしまった。この点では、小森、七色の2ダム建設を阻止できなかったための自然、景観喪失の被害は極めて大きかったといえよう。

しかも北山川の上流の幾つかのダム、とくに池原ダムは、本来流るべき北山川の水量を減少させ、さらに七色ダム、小森ダムは北山川本流の水量を相当減少させ、本来の豊かな流量を制限し、北山川の自然、景観を著しく衰退させたのである。

本来国立公園に指定されたので護られるべき自然と景観が、大きく傷つけられたのである。それは、国立公園論からみて許されないことであった。

私は、北山峡全体が、尾瀬や上高地のように全面的に保護されるべきだったと考えている。

なおダム建設は、河川生態学的にみて、単に景観を破壊するだけでなく、ダム建設によって目には見えないさまざまな河川と川口域、付近海岸の自然環境の破壊をもたらした⁽⁴⁾。この問題について具体的な考察は、筆者の力量を越えた問題であり、今後の研究に委ねたい。

つぎの問題は、北山川2ダム建設計画反対運動における地元の果たした役割の評価についてである。結論をさきに述べれば、北山川2ダム建設反対運動は、とくに奥瀧ダムの小森移転要求運動は、奥瀧峡の自然、景観保全のために地元住民によって粘り強くおこなわれたと評価しなければならない。

そして彼らの反対運動は、これまで尾瀬ヶ原、上高地の電源開発計画反対運動にくらべても、地方自治体を巻き込み、民間団体、とくに観光協会などの幅広い一般住民が、奥瀧ダムの小森移転という条件闘争でありながら、自然、景観を保全しようとする激しい戦いをおこなったものと評価で

きる。

通常では、自然公園審議会の計画承認で運動は終息するのであるが、北山川2ダム建設計画反対運動は、そうした大きな権威に押し潰されことなく、粘り強くおこなわれた点は、住民運動としても十分高く評価されなければならない。

とくに北山川2ダム建設反対運動は、後半の「国立公園を守る会」の運動に示されたように、国立公園制度の理解の上に北山峡を保護しようとする姿勢をみせ、国立公園運動の面からも高く評価されなければならないということである。

以上、北山川2ダム建設計画反対運動について詳論してきたのであるが、その運動は、国立公園の自然保護運動としてだけでなく、一般の自然保護運動としてみても、実に意義深いものであり、われわれがなお学ぶべき多くの教訓を残してくれているといえる。

注

- (1) 拙稿参照。前掲『自然保護協会事業状況報告書』(第三輯), 123頁。
- (2) ウエップサイトの「水力発電所ギャラリー電源開発小森水力発電所」掲載の黒渕の写真を参照。
- (3) 同上の「七色水力発電所」の七色ダム直下の写真を参照。
- (4) 川の生態学については、大内力他『流域の時代—森と川の復権をめざして』, ぎょうせい, 1956年。中村太士『流域一貫—森と川と人のつながりを求めて』, 築地書館, 1999年。山田広国編『水の循環』, 藤原書店, 2002年, を参照した。